

目次

第1章 実施概要	1
第2章 高齢社会の概略	5
1. 高齢者の人口	6
2. 高齢者の暮らし	10
3. 高齢者の住まい	13
第3章 サービス付き高齢者向け住宅	21
1. サービス付き高齢者向け住宅の概略	22
2. サービス付き高齢者向け住宅登録数	24
3. 高齢者向け住宅の供給目標	26
4. 全国のサービス付き高齢者向け住宅の現状	28
第4章 神奈川県サービス付き高齢者向け住宅 調査結果	35
1. 登録数とエリア分布	36
2. 事業主体	37
3. 住居規模	38
4. 住宅立地と関連施設	39
5. 入居者	41
6. 入居費用	42
7. エリア別傾向	43
8. 安全対策	44
9. 生活相談	46
10. 住宅管理者からのコメント	48
11. 生活支援ロボット	49
第5章 調査結果からの課題	51
第6章 【提言】5つの提案	57
1. 生活相談員の育成とネットワークづくり	59
2. 地域包括支援センターとの連携による適切な住み替え支援機能の充実	60
3. サービス付き高齢者向け住宅の情報公表	61
4. 生活支援ロボットの活用	62
5. 既存住宅を活用した低廉で良質な住宅の提供	62
資料編	63

第1章 実施概要

1. 調査の背景・目的

平成26年7月1日より神奈川県サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針が施行された。この指導指針は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（指定都市である横浜市、川崎市、相模原市又は中核市である横須賀市内に所在するものを除く。）の整備運営に関する指導の基準となる事項を定めるものである。

基本事項には、「サービス付き高齢者向け住宅経営の基本姿勢としては、入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していくことが不可欠であり、特に、介護サービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅にあっては、より一層、入居者の個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上を図ることが求められること」とある。加えて、「入居者等に対し、サービス内容等の情報を開示するなどにより住宅の運営について理解を得るように努め、入居者等の信頼を確保することが求められること」との記載もある。

また、加速する少子高齢化の中で、「地域包括ケアシステム」を構築することが緊急の課題となっている背景のなか、高齢者の住まいであるサービス付き高齢者向け住宅の、医療や介護、生活支援や予防介護サービスが連携され、利用できる環境を整えることは重要な課題と考えられる。

そこで、平成26年度神奈川県からの受託事業の一環として、増加する新しいタイプの高齢者の住まいの実態調査を行うこととなった。

この調査は、現在のサービス付き高齢者向け住宅において、どの程度の要介護度の方が入居されているのか、どのように医療や介護、生活支援や介護予防サービスを利用されているのか、その実態を確認するという目的とともに、前述の指導指針とのギャップの有無、及び解決策を導いていくことを目標としている。また、有効な活用が期待されている生活支援ロボットの導入の可能性についても併せて調査を行った。

本調査の結果は、報告書に取りまとめ、神奈川県の高齢者施設の建設、住宅政策に活かす予定である。

2. 調査方法

アンケート調査

- (1) 期 間：平成 26 年 7 月 14 日（月）～8 月 11 日（金）
- (2) 対象施設：神奈川県内の入居済みサービス付き高齢者向け住宅
- (3) 調査内容：
 - I 住宅基礎情報
 - II 入居者情報
 - III 連携サービス（医療及び介護）
 - IV 安全対策（見守り）
 - V 生活相談
 - VI 生活支援ロボット
 - VII 現状の課題
- (4) 調査方法：郵送アンケート調査

3. 回収結果

- (1) 配布数：151 回収数 （平成 26 年 7 月の開業済物件総数）
- (2) 回収数：91 件 回収率 60.2%
- (3) 有効回答数
 - ア. サービス付高齢者向け住宅に関する設問 83 件（入居済）
 - イ. 生活支援ロボットに関する設問 90 件（未入居含む）

第2章 高齢社会の概略

1. 高齢者の人口

(1) 平成25年高齢者人口は3186万人で過去最多。総人口に占める割合は25.0%で過去最高となり、4人に1人が高齢者 ※出典：総務局統計局データ「人口推計」

65歳以上の高齢者（以下「高齢者」といいます。）人口は3186万人（平成25年9月15日現在推計）で、総人口に占める割合は25.0%となり、人口、割合共に過去最高となった。前年（3074万人、24.1%）と比べると、112万人、0.9ポイント増と大きく増加しており、これはいわゆる「団塊の世代」（昭和22年～24年の第一次ベビーブーム期に出生した世代）のうち、昭和23年生まれが、新たに65歳に達したことによるものと考えられる。

男女別にみると、男性は1369万人（男性人口の22.1%）、女性は1818万人（女性人口の27.8%）と、女性が男性より449万人多くなっている。

年齢階級別にみると、70歳以上人口は2317万人（総人口の18.2%）で、前年と比べ61万人、0.5ポイント増、75歳以上人口は1560万人（同12.3%）で、43万人、0.4ポイント増、80歳以上人口は930万人（同7.3%）で、38万人、0.3ポイント増となっている。

高齢者人口の総人口に占める割合は、昭和60年に10%を超え、20年後の平成17年には20%を超え、その8年後の25年に25.0%となり、初めて4人に1人が高齢者となる。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、この割合は今後も上昇を続け、平成47年には33.4%となり、3人に1人が高齢者になると見込まれる。（表1、[図1](#)、[表2](#)）

表1 年齢3区分別人口及び割合（平成24年、25年）－ 9月15日現在

区分	総人口	65歳以上								参考 ^{※2} 100歳以上 (千人)
		0～14歳	15～64歳	70歳以上	75歳以上	80歳以上	85歳以上			
平成25年	人口(万人)									
	男女計	12726	1640	7900	3186	2317	1560	930	454	51
	男	6189	840	3981	1369	951	598	321	132	7
	女	6537	800	3919	1818	1367	962	609	322	44
	総人口に占める割合(%)									
	男女計	100.0	12.9	62.1	25.0	18.2	12.3	7.3	3.6	0.0
	男	100.0	13.6	64.3	22.1	15.4	9.7	5.2	2.1	0.0
	女	100.0	12.2	60.0	27.8	20.9	14.7	9.3	4.9	0.1
	人口性比 ^{※1}	94.7	105.0	101.6	75.3	69.6	62.2	52.7	41.2	15.2
	平成24年	人口(万人)								
男女計		12750	1655	8021	3074	2256	1517	892	430	47
男		6202	848	4039	1315	923	579	306	123	6
女		6548	808	3982	1759	1333	938	587	307	41
総人口に占める割合(%)										
男女計		100.0	13.0	62.9	24.1	17.7	11.9	7.0	3.4	0.0
男		100.0	13.7	65.1	21.2	14.9	9.3	4.9	2.0	0.0
女		100.0	12.3	60.8	26.9	20.4	14.3	9.0	4.7	0.1
人口性比 ^{※1}		94.7	105.0	101.5	74.8	69.2	61.7	52.1	40.2	15.0

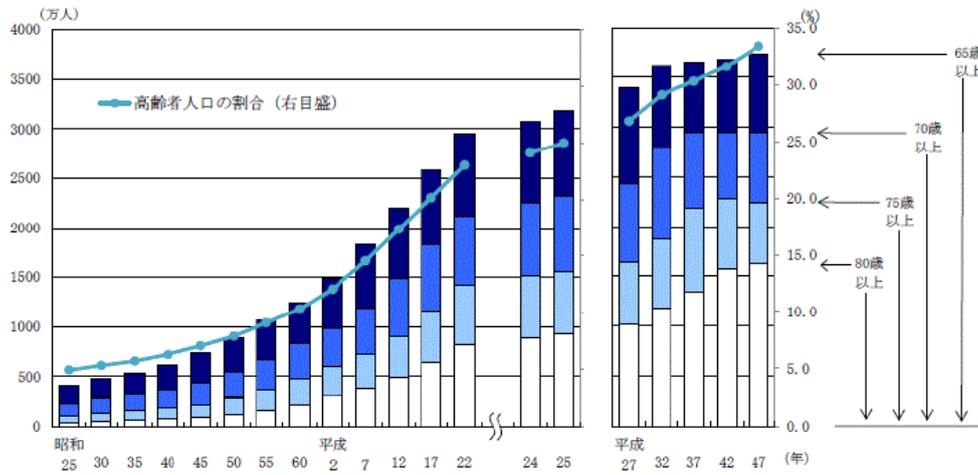
資料：「人口推計」

※1) 女性100人に対する男性の数

※2) 参考の100歳以上人口は、上段が平成24年10月1日現在、下段は23年10月1日現在であり、千人単位に四捨五入してあるので、内訳の計は必ずしも合計に一致しない。

注) 人口は、万人単位に四捨五入してあるので、内訳の計は必ずしも合計に一致しない。

図1 高齢者人口及び割合の推移



資料：昭和25年～平成22年は「国勢調査」、平成24年及び25年は「人口推計」
 平成27年以降は「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」出生（中位）死亡（中位）推計（国立社会保障・人口問題研究所）から作成
 注）平成24年及び25年は9月15日現在、その他の年は10月1日現在

表2 高齢者人口及び割合の推移

年次	総人口 (万人)	高齢者人口 (万人)				総人口に占める割合 (%)			
		65歳以上	70歳以上	75歳以上	80歳以上	65歳以上	70歳以上	75歳以上	80歳以上
昭和25年 (1950)	8320	411	234	106	37	4.9	2.8	1.3	0.4
30年 (1955)	8928	475	278	139	51	5.3	3.1	1.6	0.6
35年 (1960)	9342	535	319	163	67	5.7	3.4	1.7	0.7
40年 (1965)	9827	618	362	187	78	6.3	3.7	1.9	0.8
45年 (1970)	10372	733	435	221	95	7.1	4.2	2.1	0.9
50年 (1975)	11194	887	542	284	120	7.9	4.8	2.5	1.1
55年 (1980)	11706	1065	669	366	162	9.1	5.7	3.1	1.4
60年 (1985)	12105	1247	828	471	222	10.3	6.8	3.9	1.8
平成2年 (1990)	12361	1493	981	599	296	12.1	7.9	4.8	2.4
7年 (1995)	12557	1828	1187	718	388	14.6	9.5	5.7	3.1
12年 (2000)	12693	2204	1492	901	486	17.4	11.8	7.1	3.8
17年 (2005)	12777	2576	1830	1164	636	20.2	14.3	9.1	5.0
22年 (2010)	12806	2948	2121	1419	820	23.0	16.6	11.1	6.4
24年 (2012)	12750	3074	2256	1517	892	24.1	17.7	11.9	7.0
25年 (2013)	12726	3186	2317	1560	930	25.0	18.2	12.3	7.3
平成27年 (2015)	12660	3395	2424	1646	1013	26.8	19.1	13.0	8.0
32年 (2020)	12410	3612	2797	1879	1173	29.1	22.5	15.1	9.4
37年 (2025)	12066	3657	2950	2179	1339	30.3	24.5	18.1	11.1
42年 (2030)	11662	3685	2949	2278	1571	31.6	25.3	19.5	13.5
47年 (2035)	11212	3741	2945	2245	1627	33.4	26.3	20.0	14.5

資料：昭和25年～平成22年は「国勢調査」、平成24年及び25年は「人口推計」
 平成27年以降は「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」出生（中位）死亡（中位）推計（国立社会保障・人口問題研究所）から作成
 注1）平成24年及び25年は9月15日現在、その他の年は10月1日現在
 2）国勢調査による人口及び割合は、年齢不詳をあん分した結果
 3）昭和45年までは沖縄県を含まない。

(2) 今後の高齢人口の見通し ※出典：厚生労働省「今後の高齢者人口の見通しについて」

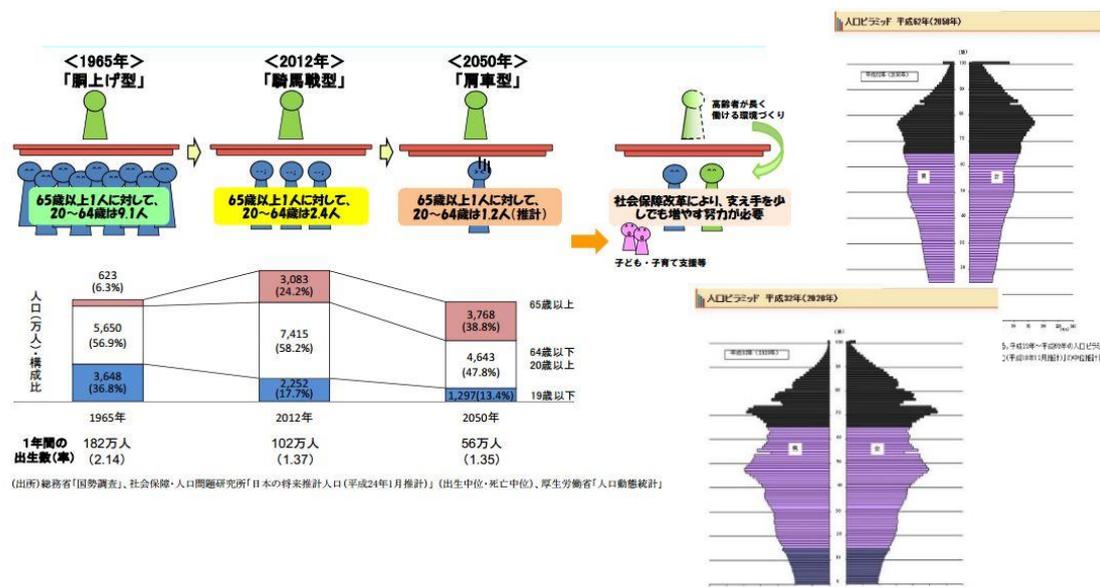
65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2012年8月	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,058万人(24.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,511万人(11.8%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	愛知県	東京都	～	鹿児島県	島根県	山形県	全国
2010年 <>は割合	58.9万人 <8.2%>	56.3万人 <9.1%>	79.4万人 <8.8%>	84.3万人 <9.5%>	66.0万人 <8.9%>	123.4万人 <9.4%>		25.4万人 <14.9%>	11.9万人 <16.6%>	18.1万人 <15.5%>	1419.4万人 <11.1%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	117.7万人 <16.8%> (2.00倍)	108.2万人 <18.1%> (1.92倍)	148.5万人 <16.5%> (1.87倍)	152.8万人 <18.2%> (1.81倍)	116.6万人 <15.9%> (1.77倍)	197.7万人 <15.0%> (1.60倍)		29.5万人 <19.4%> (1.16倍)	13.7万人 <22.1%> (1.15倍)	20.7万人 <20.6%> (1.15倍)	2178.6万人 <18.1%> (1.53倍)

「1人の若者が1人の高齢者を支える」という厳しい社会が訪れることが予想される。



※2020年～2050年人口ピラミッドの変化

(国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」の中心推計)

(3) 神奈川県の高齢人口 ※出典：神奈川県「神奈川県高齢者居住安定確保計画」

本県の高齢者人口は、2015年には約215万人と見込まれており、またそのうちの後期高齢者は約98万人になると推計されている。高齢化率では、2015年には、総人口の23.8%に達し、2020年には、25%を超えることが推計されており、高齢者に占める後期高齢者の割合は、2015年には45%、2020年には51%を超える推計となっている。また、平成21年版の高齢社会白書によれば、2005年から2035年までの65歳以上の人口の増加率は82.9%と、全国でもっとも高くなっている。さらに、高齢者(60歳以上)1人当たりの生産年齢(15~59歳)人口は、2010年では「2.13」であったものが、2015年には「1.93」、2035年には「1.25」と推計されている。

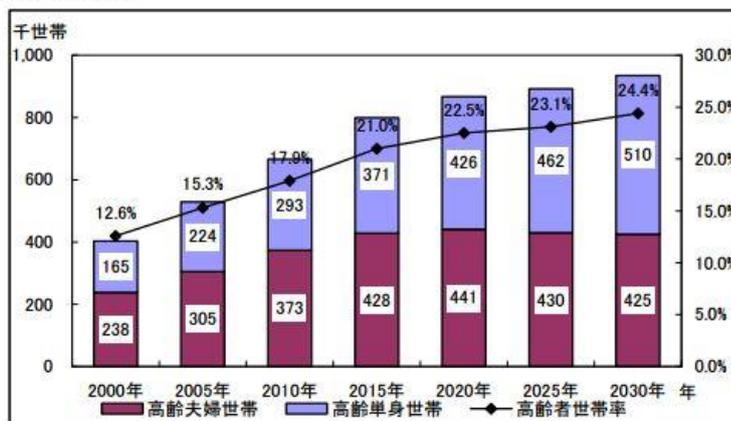
また、高齢者世帯は、2020年以降は高齢単身世帯の割合が高齢者世帯の半数を超え、その後も増え続ける見込みとなっている。

【高齢者人口の推計】



2010年以前は「神奈川県年齢別人口統計調査(各年1月1日時点)」、2015年以降は「神奈川県地域ケア体制整備構想」による推計(各年10月1日時点)。

【高齢者世帯の推計】



2000・2005年は国勢調査、2010年度以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計

2. 高齢者の暮らし※出典：総務局統計局「高齢者の暮らし」

(1) 交際費、保健医療への支出割合が高い高齢者世帯

「世帯主が高齢者の世帯」と「総世帯※1」について、それぞれの消費支出を構成比で比較すると、「世帯主が高齢者の世帯」では、「教育」が0.09倍と最も低くなっており一方で、「保健医療」が1.36倍と最も高くなっており、健康の維持・増進のため保健医療に費やす支出割合が高いという特徴がある。また、「その他の消費支出」の内訳をみると、「交際費※2」が1.45倍と高くなっており、子や孫の世帯など世帯外への金品の贈与などが多くなっていることがうかがえる。(図11、表6)

※1) 総世帯とは、「二人以上の世帯」と「単身世帯」を合わせた世帯をいう。

※2) 「家計調査」における交際費とは、世帯外の人への贈答用金品及び接待用支出並びに職場、地域などにおける諸会費及び負担費。「家計調査」における「世帯」とは、住居及び家計を共にしている人の集まりのこと。

図11 全ての世帯の平均における消費支出の構成比に対する比率
(平成24年：総世帯)

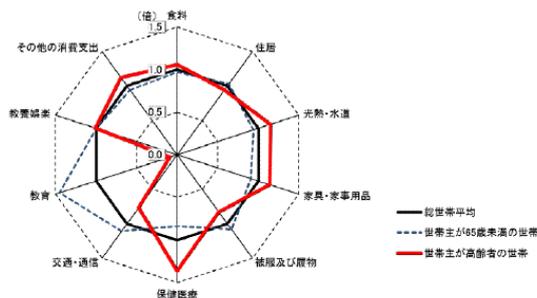


表6 消費支出の内訳及び構成比 (平成24年：総世帯)

	1世帯当たり1か月間の支出金額(円)			消費支出の内訳構成比					
	総世帯平均	世帯主が65歳未満	世帯主が高齢者	総世帯平均 構成比(%)	世帯主が65歳未満		世帯主が高齢者		
					構成比(%)	総世帯平均に対する比率(倍)	構成比(%)	総世帯平均に対する比率(倍)	
消費支出	247,651	268,253	214,266	100.0	100.0	-	100.0	-	
食料	58,500	61,513	55,618	23.6	22.9	0.97	25.0	1.06	
住居	18,962	21,102	15,495	7.7	7.9	1.03	7.2	0.94	
光熱・水道	19,428	19,530	19,262	7.8	7.3	0.94	9.0	1.15	
家具・家事用品	8,562	8,585	8,525	3.5	3.2	0.91	4.0	1.14	
被服及び履物	9,798	11,542	6,972	4.0	4.3	1.08	3.3	0.83	
保健医療	10,955	9,822	12,791	4.4	3.7	0.84	6.0	1.36	
交通・通信	33,820	40,847	22,433	13.7	15.2	1.11	10.5	0.77	
教育	8,163	12,767	702	3.3	4.8	1.45	0.3	0.09	
教養娯楽	25,517	27,518	22,274	10.3	10.3	1.00	10.4	1.01	
その他の消費支出	53,946	55,027	52,194	21.8	20.5	0.94	24.4	1.12	
諸雑費	19,819	20,417	18,850	8.0	7.6	0.95	8.8	1.10	
こづかい(使途不明)	8,008	9,928	4,897	3.2	3.7	1.16	2.3	0.72	
交際費	21,483	18,073	27,009	8.7	6.7	0.77	12.6	1.45	
住送り金	4,635	6,607	1,439	1.9	2.5	1.32	0.7	0.37	

資料(図11及び表6):「家計調査」(家計収支編)

注) 金額及び構成比は、表示単位に四捨五入してあるので、内訳の計は必ずしも合計に一致しない。

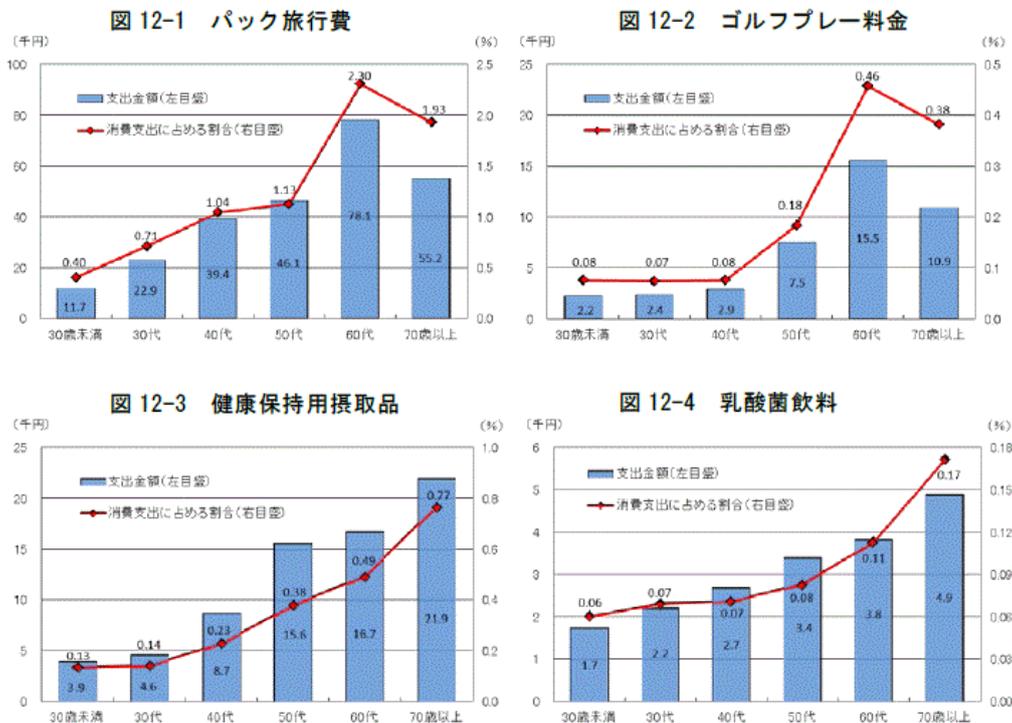
(2) 活動的な60歳代、より健康に気を配る70歳以上

二人以上の世帯について、世帯主の年齢階級別に国内旅行や海外旅行などの「パック旅行費」の支出金額をみると、世帯主の年齢が60歳代の世帯で最も多くなっており、支出金額が最も少ない30歳未満の世帯と比べ6.7倍となっている。「ゴルフプレー料金」についても同様に、60歳代の世帯で最も多くなっており、最も少ない30歳未満の世帯と比べ7.0倍となっている。(図12-1、12-2)

続いて、サプリメントなどの「健康保持用摂取品」についてみると、世帯主の年齢が高いほど多くなっており、最も多い70歳以上の世帯の支出金額は、最も少ない30歳未満の世帯と比べ5.6倍になっている。「乳酸菌飲料」についても同様に、最も多い70歳以上の世帯の支出金額は、最も少ない30歳未満の世帯と比べ2.8倍になっている。(図12-3、12-4)

サプリメントや乳酸菌飲料などにより健康管理に気を配りながら、旅行やゴルフなどのレジャーを楽しむ高齢者のすがたが見てとれる。注) 倍率については、原数値(円単位)を用いて算出している。

図12 世帯主の年齢階級別1世帯当たり年間の支出金額及び消費支出に占める割合
(平成24年：二人以上の世帯)



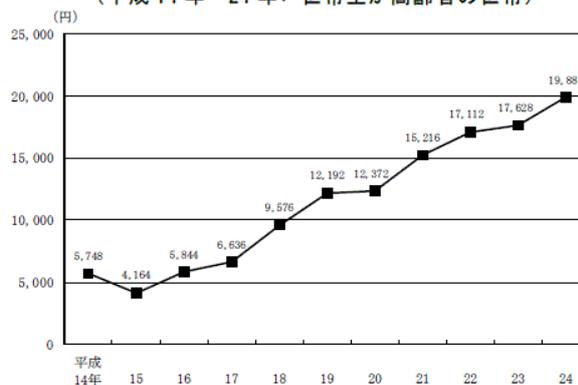
資料(図12-1~12-4):「家計調査」(家計収支編)

(3) インターネットを利用した支出が年々増加

総世帯のうち世帯主が高齢者の世帯について、インターネットを利用して購入した商品・サービスへの1世帯当たりの支出総額の推移をみると、平成14年は5,748円が、24年は19,884円と、10年間で3.5倍に増加しており、若い世代の利用が多いと思われがちなインターネットショッピングの利用が、高齢者の利用も増えていることがみえる。

(図13)

図13 インターネットを利用した支出総額の推移
(平成14年～24年：世帯主が高齢者の世帯)



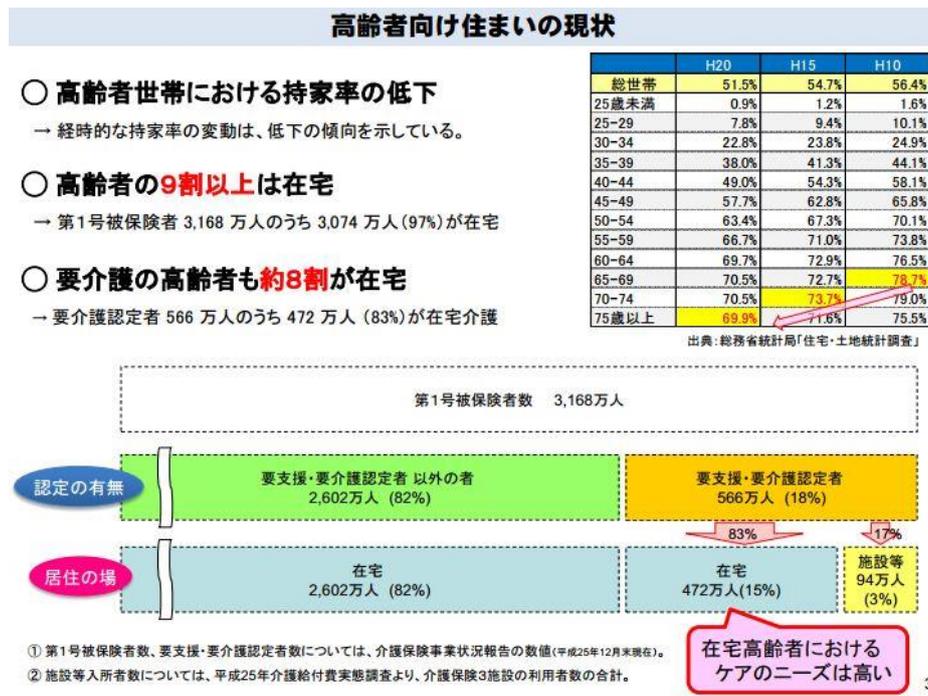
資料：「家計消費状況調査」

3. 高齢者の住まい ※出典：厚生労働省社保審介護給付費分科会資料2

(1) 全国の状況



- ・世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



- 高齢者世帯における持ち家率の低下
 - ・75歳以上の世帯における持ち家率は69.9%
- 高齢者の9割以上は在宅
 - ・施設に入居している高齢者はわずか3% (94万人)
- 要介護の高齢者も約8割が在宅
 - ・要介護認定者も83%が在宅者。

(2) 全国の高齢者の住居確保へむけた取組み

【高齢者の住まいの安定確保にむけて】 ※出典：厚生労働省社保審介護給付費分科会資料2
高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（抄）（平成21年厚生労働省・国土交通省告示第1号）

- ・ 「基本方針」においては、住宅政策と福祉政策が連携して、高齢者居宅生活支援サービスが適切に提供される高齢者向け住まいを確保する必要があるとされている。
- ・ 特に外部サービスの利用については、他者による介護サービス等の利用を妨げないこと、賃貸条件を不当なものとしなないことなど、住宅事業者と介護事業者が不適切に結びつかないように求めている。
- ・ また、医療・介護サービスが適切に提供されるよう、事業者に対し、賃貸契約と医療・介護サービス契約の区分け、契約内容等に係る正確な情報の開示、書面による説明等を求めている。

【高齢者が入居する賃貸住宅等の供給・管理について】

- ・ 介護を必要とする高齢者や単身の高齢者等が安心して日常生活を営むためには、高齢者居宅生活支援サービスを円滑に利用できる環境を整備することが必要であり、住宅政策と福祉政策が連携して、高齢者が身体状況等に応じた望ましい日常生活を営むために必要な高齢者居宅生活支援サービスが付いている高齢者の住まいの整備を進めることが求められている。
- ・ 地方公共団体においては、住宅政策と福祉政策が連携して、保健医療サービスや福祉サービスの付いている住まいの現状や要介護者等の住まいの状況等を把握した上で、高齢者居宅生活支援体制の確保された賃貸住宅・老人ホームの供給の目標を設定することとする。
- ・ 賃貸人は、（中略）賃貸条件を著しく不当なものとする事等差別的な取扱いを行わないよう努める必要。

【高齢者居宅生活支援サービス※について】

- ・ 当該賃貸住宅において高齢者居宅生活支援サービスの提供が行われる場合には、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約と高齢者居住生活支援サービスの提供に係る契約とを、別個の契約として明確に区分するよう努める必要。
- ・ 賃貸人は、自ら高齢者居宅生活支援サービスを提供する場合には適正な高齢者居宅生活支援サービスを提供するとともに、委託又は提供により高齢者居宅生活支援サービスを提供する場合には実際に高齢者居宅生活支援サービスを提供する事業者との契約を通じて適正なサービスの提供が行われるように措置することが必要。
- ・ 賃貸人又は登録事業者は、入居者に高齢者居住生活支援サービスを提供する場合には、入居者の募集に当たって、高齢者居住生活支援サービスの内容、対価、提供する事業者及び賃貸の条件の内容に係る正確な情報を提供すべきである。
- ・ 入居者が、①賃貸人若しくは登録事業者が直接提供する高齢者居宅生活支援サービス又は②賃貸人若しくは登録事業者が委託し若しくは提携する事業者が提供する高齢者居宅生活支援サービス以外の外部事業者が提供する高齢者居宅生活支援サービスの利用を希望した場合には、その利用を制限すべきではない。

【サービス付き高齢者向け住宅の「生活相談」「状況把握」サービスについて】

- ・ 生活相談サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況を的確に把握し、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携及び協力を図りつつ、当該入居者が必要とする保健医療サービス及び福祉サービスを受けることができるよう十分に配慮する必要。
- ・ 状況把握サービス及び生活相談サービスの提供に係る契約については、当該サービスの内容についてあらかじめ明示することが必要であるほか、登録事業の円滑な遂行を確保するという観点から、当該契約と住まいの提供に係る契約とを一体の契約として締結することが望ましい。
- ・ 登録事業者は、新たに入居しようとする高齢者に対して、提供する高齢者生活支援サービスの内容、登録事業者と連携又は協力をする者が提供する高齢者居宅生活支援サービスの内容を始め、登録住宅に関する情報を十分に開示し、書面により説明することが必要である。

(3) 神奈川県取り組み

【高齢者居住安定確保計画】

※出典：神奈川県高齢者居住安定確保計画（平成23年度～平成26年度）

1 基本理念と基本方向

高齢者は、住まい方、介護状態、地域性などの様々な要因によって、個々に多様な課題を抱えており、さらに今後の高齢者の急増と高齢者を支える人口の減少が見込まれる中では、そのような課題がより顕著になることが考えられます。このような中で高齢者の住まいの安心を確保していくためには、まず、高齢者が住み慣れた住宅や地域コミュニティの中で住み続けることができる環境を整えることが重要となります。

特に、家族の小規模化の進行により、高齢者世帯では家族による介護などが見込めない状況となっていますので、そのような高齢者世帯には、行政・住民・支援団体等が緊密に連携して、地域全体で高齢者を支え合う共助体制が必要となります。

また、心身機能の低下に対応できる安全で安心な住環境を整備することが必要であり、世帯状況などにより、住み慣れた住宅から離れる場合にも安心して住み替えることができる環境も必要となります。

さらに、高齢者の心身状態などから必要とされる、個々のニーズに即した良質な高齢者向けの住まいの供給と、高齢者の心身状態等の変化への対応や家族介護の負担軽減を図るための、高齢者の住まいにおける適切なケアが併せて必要となります。

そこで、この計画における基本理念を「高齢者が住み慣れた住宅や地域で住み続けることができる環境の整備」と定めるとともに、行政、高齢者向け住宅・介護サービス事業者やNPOなどの居住支援団体等の3者による住宅施策と福祉施策の連携の充実・強化を図った中で、「地域力の強化」「居住環境の向上」「居住福祉の推進」という3つの観点から、施策を総合的に組み合わせて推進することを基本として、高齢者の居住の安定確保に取り組みます。

2 高齢者の居住の安定確保に向けた目標

(1) 高齢者の居住の安定確保に向けた施策目標

基本方向に基づき、高齢者の居住の安定確保に向けた3つの施策目標を設定します。

ア 行政・住民・支援団体等の連携による地域力の強化 高齢者が住み慣れた住宅や地域で住み続けるためには、地域全体で支え合う力を強化する必要があります。

このため、住宅・福祉部局、地域の住民、NPO団体等が連携して高齢者を地域で支える力を強化するための共助体制の構築を図ります。

イ 良質な高齢者向け住まいの供給促進による居住環境の向上

高齢者の心身状況に応じた良質な高齢者向けの住まいが、今後の高齢者の急増を見通して適切に供給される必要があります。

このため、住まいのバリアフリー化とともに的確なケアが提供される高齢者向けの住まいの供給を促進することにより、高齢者の居住環境の向上を目指します。

ウ 住まいにおける適切なケアの提供による居住福祉の推進

高齢者が住まいにおいて安心して住み続けるためには、心身状態に応じた適切なケアが必要となります。

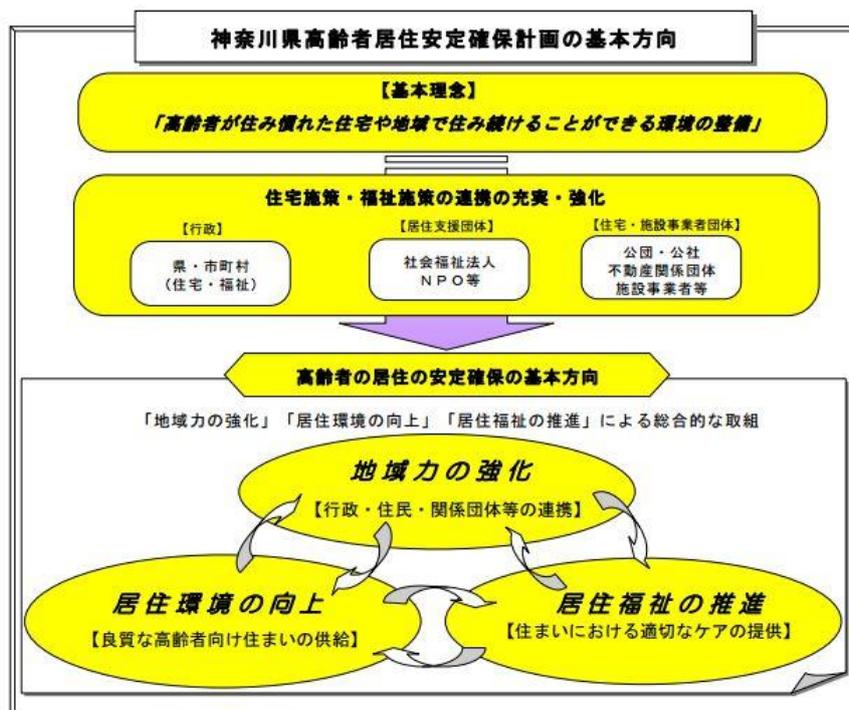
このため、高齢者への支援体制の確立、さらに介護サービスの充実とともに、地域住民等による訪問活動など、共助の充実を図ることにより、高齢者への居住福祉の推進を目指します。

(2) 高齢者向け賃貸住宅及び老人ホーム等の供給目標

高齢者の心身の状況に応じたサービスを備えた賃貸住宅と老人ホーム等の供給目標を設定します。

- ア サービス付き高齢者向け賃貸住宅 4,500 戸
- イ 特別養護老人ホーム 34,614 人
- ウ 介護老人保健施設 20,481 人
- エ 介護療養型医療施設 2,694 人
- オ 特定施設 35,283 人
- カ 認知症高齢者グループホーム 11,785 人
- キ 軽費老人ホーム 2,139 人
- ク 養護老人ホーム 1,480 人

※ アは 2011(平成 23)年度から 2014(平成 26)年度末までの新規供給目標戸数、イ～クは、「かながわ高齢者保健福祉計画」における 2014(平成 26)年度末までの目標定員数(累計)。



第3章 サービス付き高齢者向け住宅

1. サービス付き高齢者向け住宅の概略

(1)【創設の経緯】 ※（出典）国土交通省 「高齢者住まい法改正について」

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加しており、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが極めて重要である一方、サービス付きの住宅の供給は、欧米各国に比べて立ち後れているのが現状。

このため、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の都道府県知事への登録制度を国土交通省・厚生労働省の共管制度として創設。

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

- 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)の改正により、平成23年10月に創設された制度。
- 一定基準を満たす住宅について都道府県・政令市・中核市の登録を受けることが可能。

【登録基準】 (※有料老人ホームも登録可)

- 《ハード》 ・床面積は原則25㎡以上 ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)
- 《サービス》 ・サービスを提供すること (少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)
[サービスの例: 食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]
- 《契約内容》 ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、
居住の安定が図られた契約であること
・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
・前払金に関して入居者保護が図られていること
(初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け)

【登録事業者の義務】

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

【行政による指導監督】

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し

【入居者要件】

- ・60歳以上の者
又は要支援・要介護認定者 等

住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら暮らし続ける



3

(2)【登録制度の概要】

ア. 登録基準

- 住宅 床面積（原則25㎡以上、特例有）、便所・洗面設備等の設置、
バリアフリー
- サービス サービスを提供すること（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供）
- 契約 高齢者の居住の安定が図られた契約であること
前払家賃等の返還ルール及び保全措置が講じられていること

イ. 事業者の義務

- ・入居契約に係る措置
（提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居者に対する契約前の説明）
- ・誇大広告の禁止

ウ. 指導監督

- ・住宅管理やサービスに関する行政の指導監督（報告徴収・立入検査・指示等）

(3)【サービス付き高齢者向け住宅の供給支援】

※（出典）国土交通省 「高齢者住まい法改正について」

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、補助・税制・融資による支援を実施。

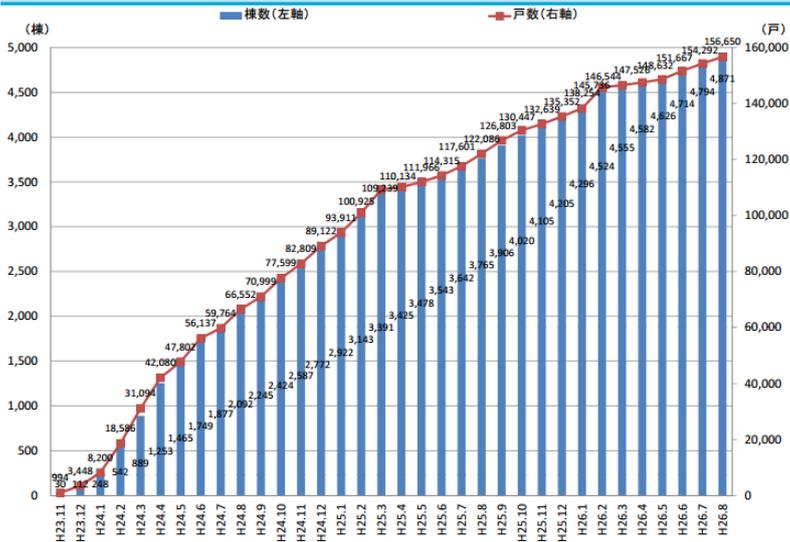
サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための支援措置

予算	【高齢者等居住安定化推進事業：平成25年度当初予算案340億円】		
	新たに創設される「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う <対象> 登録されたサービス付き高齢者向け住宅等 <補助額> 建築費の1/10 改修費の1/3（国費上限 100万円/戸）		
税制	【所得税・法人税に係る割増償却等によるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進】		
	所得税・法人税	5年間 割増償却40%（耐用年数35年未満28%） ※ただし、平成27年4月1日～平成28年3月31日までの間に取得等したものの割増償却率は半分	平成28年3月31日までに取得等した場合に適用
	固定資産税	5年間 税額を2/3軽減 （家屋）課税標準から1,200万円控除/戸 （土地）家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価格等を減額	平成27年3月31日までに取得等した場合に適用
融資	【（独）住宅金融支援機構が実施】		
	○サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 「サービス付き高齢者向け住宅」として登録を受ける賃貸住宅の建設・改良に必要な資金、又は当該賃貸住宅とする中古住宅の購入に必要な資金を貸し付け（別担保設定不要） ○住宅融資保険の対象とすることによる支援 民間金融機関が実施するサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージ（死亡時一括償還型融資）に対して、住宅融資保険の対象とすることにより支援		

2. サービス付き高齢者向け住宅登録数

※（出典）サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

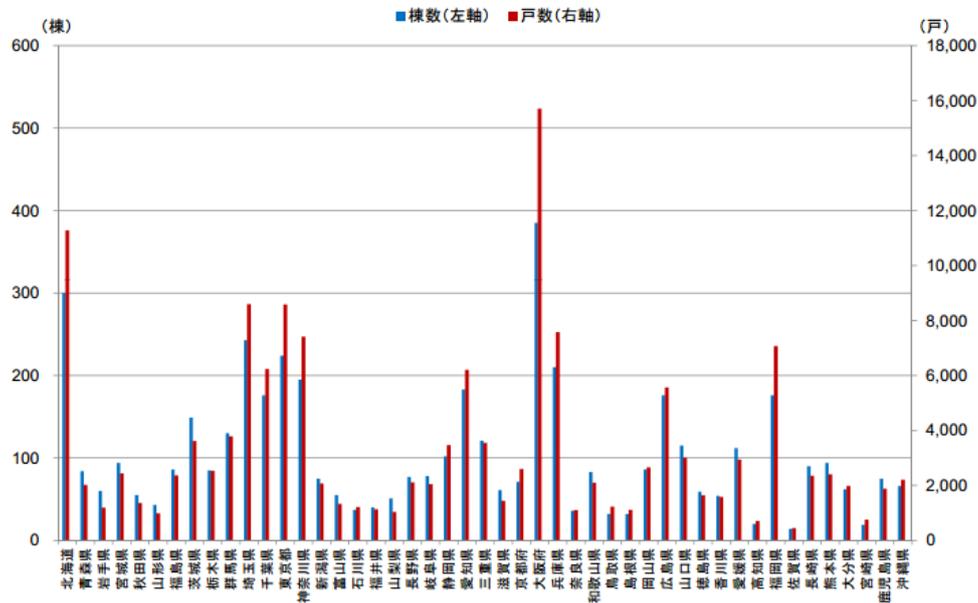
サービス付き高齢者向け住宅の登録状況(H26.8末時点)



サービス付き高齢者向け住宅の都道府県別登録状況(H26.8末時点)

	棟数	戸数		棟数	戸数
北海道	300	11,278	滋賀県	61	1,438
青森県	84	2,017	京都府	71	2,600
岩手県	60	1,191	大阪府	385	15,707
宮城県	94	2,436	兵庫県	210	7,581
秋田県	55	1,364	奈良県	36	1,105
山形県	43	989	和歌山県	83	2,100
福島県	86	2,365	鳥取県	32	1,229
茨城県	149	3,617	島根県	32	1,113
栃木県	85	2,531	岡山県	86	2,660
群馬県	130	3,786	広島県	176	5,566
埼玉県	243	8,596	山口県	115	3,008
千葉県	176	6,235	徳島県	59	1,641
東京都	224	8,583	香川県	54	1,582
神奈川県	195	7,415	愛媛県	112	2,944
新潟県	75	2,071	高知県	20	709
富山県	55	1,330	福岡県	176	7,066
石川県	37	1,212	佐賀県	14	448
福井県	40	1,134	長崎県	90	2,352
山梨県	51	1,036	熊本県	94	2,406
長野県	77	2,112	大分県	62	1,982
岐阜県	78	2,046	宮崎県	19	755
静岡県	102	3,468	鹿児島県	75	1,879
愛知県	183	6,210	沖縄県	66	2,207
三重県	121	3,550	合計	4,871	156,650

サービス付き高齢者向け住宅の都道府県別登録状況(H26.8末時点)



平成 23 年 12 月 112 棟 3,448 戸のサービス付き高齢者向け住宅登録数は、平成 26 年 8 月では 4,871 棟 156,650 戸と増加した。2 年 8 ヶ月で約 40 倍強の登録増加。

都道府県別では大阪府（385 棟 15,707 戸）が最も多く、全国のサービス付き高齢者向け住宅の登録数で棟数 8%、戸数 10%を占めている。次いで北海道（300 棟 11,278 戸）までが 1 万戸以上を有している都道府県となる。次いで埼玉県（243 棟 8,596 戸）、東京都（224 棟 8,583 戸）、兵庫県（210 棟 7,581 戸）と続いている。

また、佐賀県（14 棟 448 戸）宮崎県（19 棟 755 戸）高知県（20 棟 709 戸）は全国の中で登録数が最も少ない都道府県となっている。

3. 高齢者向け住宅の供給目標

※国土交通省 サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会第1回資料6-2

(1) 住生活基本計画

○住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日閣議決定）は、住生活基本法に基づき、住生活の安定の確保と向上の促進のための基本的施策を定めるもの。

○旧計画は平成18年度から27年度までの10ヶ年の計画であるが、同計画においておおむね5年毎に見直すこととされており、これに基づき、平成23年3月15日に平成23年度から32年度までを計画期間とした新計画を閣議決定したところ。

○計画の目標と基本的な施策

住宅の品質・性能の向上や居住環境の整備を図るとともに、住生活の安心を支えるサービスが提供される

①住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備

- ・耐震診断、耐震改修等の促進
- ・密集市街地の整備等

（指標）耐震性を有する住宅ストックの比率【79%（H20）→95%（H32）】等

②住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備

- ・サービス付きの高齢者向け住宅の供給促進
- ・公的賃貸住宅団地等における生活支援施設の設置促進等

（指標）高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【0.9%（H17）→3～5%（H32）】等

③低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案

- ・住宅の省エネルギー性能の向上
- ・地域材を活用した住宅の新築・リフォームの促進等

（指標）省エネ法に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準

（平成11年基準）達成率【42%（H22.4-9）→100%（平32）】

④移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成

- ・住宅及び住宅市街地のユニバーサルデザイン化
- ・景観計画、景観協定等の普及啓発等



(2) 高齢者の安定した住まい確保の指標

- ・ 高齢者の人口に対する高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホームなど）の割合を0.9%（平成17年）から3～5%（平成32年）に引き上げる

(3) 神奈川県の高齢者の住まい確保計画

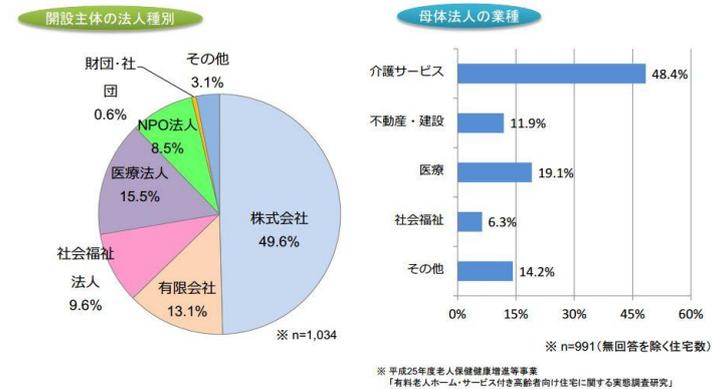
高齢者向け賃貸及び老人ホーム住宅供給目標

- ・ サービス付き高齢者向け賃貸住宅 4,500戸
(※2011(平成23)年度から2014(平成26)年度末までの新規供給目標戸数)
 - ・ 特別養護老人ホーム 34,614人
 - ・ 介護老人保健施設 20,481人
 - ・ 介護療養型医療施設 2,694人
 - ・ 特定施設 35,283人
 - ・ 認知症高齢者グループホーム 11,785人
 - ・ 軽費老人ホーム 2,139人
 - ・ 養護老人ホーム 1,480人
- (※「神奈川高齢者福祉計画」における2014年度末までの目標定員(累計)数)

4. 全国のサービス付き高齢者向け住宅の現状

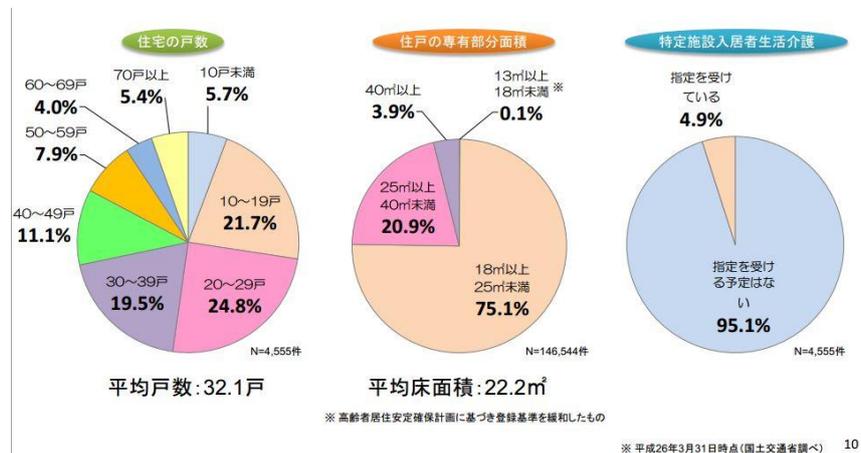
※（出典）：厚生労働省社保審—介護給付費分科会第102回資料2

(1) 事業主体



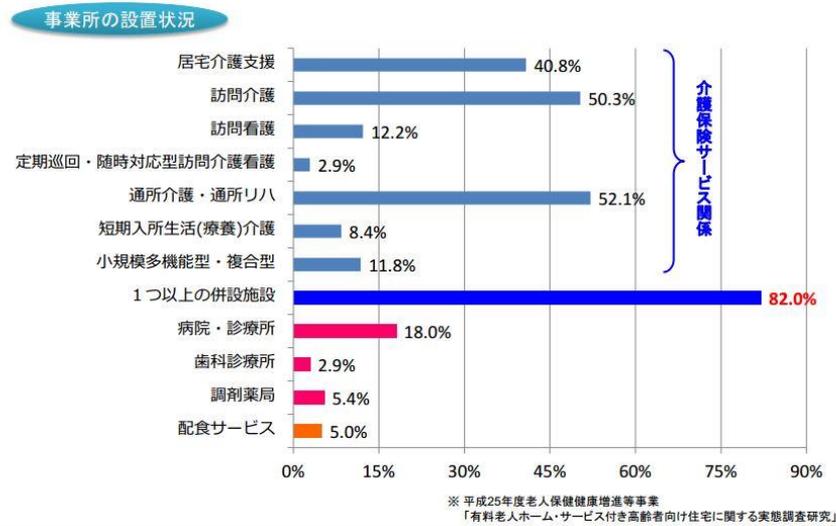
- ・事業を行っている法人の種別では、株式会社・有限会社（62.7%）、医療法人（15.5%）、社会福祉法人（9.6%）で全体の約9割を占める。
- ・母体法人をベースに事業種別を集計すると、介護サービス関連が約5割、医療関連が約2割を占める。不動産・建設業関連は1割強。

(2) 住居規模



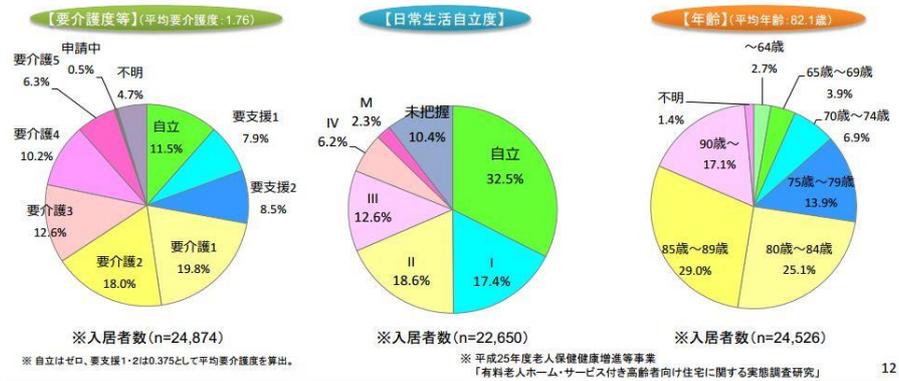
- ・住宅戸数では、「10戸以上20戸未満（21.7%）」「20戸以上30戸未満（24.8%）」が多く、全体の8割以上が50戸未満。専用部分の床面積は、25㎡未満が7割以上。
- ・全体の約95%の事業者が、特定施設入居者生活介護の指定を受ける予定はないとしている。

(3) 併設施設



- ・介護保険サービスの事業所を1つ以上併設している物件は82.0%（診療所・配食サービス含まず）。
- ・入居者の居宅サービスの利用状況については、「居宅介護支援」と「訪問介護」の利用率が特に高い。

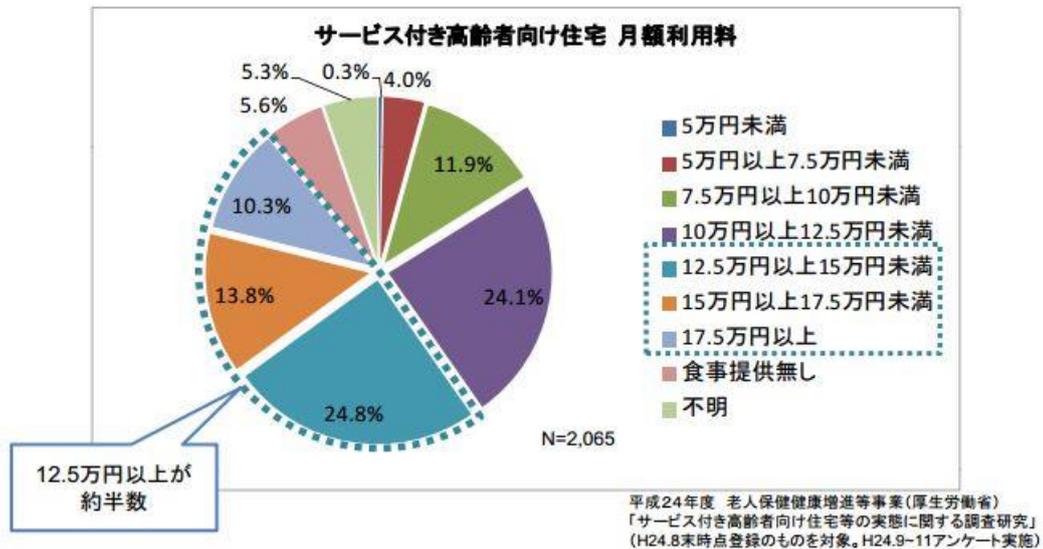
(4) 入居者



- ・入居者の要介護度等の範囲は『自立』も含めて幅広い。全体としての平均要介護度は1.76。
- ・開設からの期間が比較的短い住宅も多い中、『要介護4・5』の入居者も相当数認められることから、制度上は同じ「サービス付き高齢者向け住宅」であっても、個別の住宅によって機能が多様化しているものと考えられる。
- ・入居者の年齢については、80代が最も多く5割以上を占めており、平均年齢は82.1歳。

(5) サービス付き高齢者向け住宅の生活費用

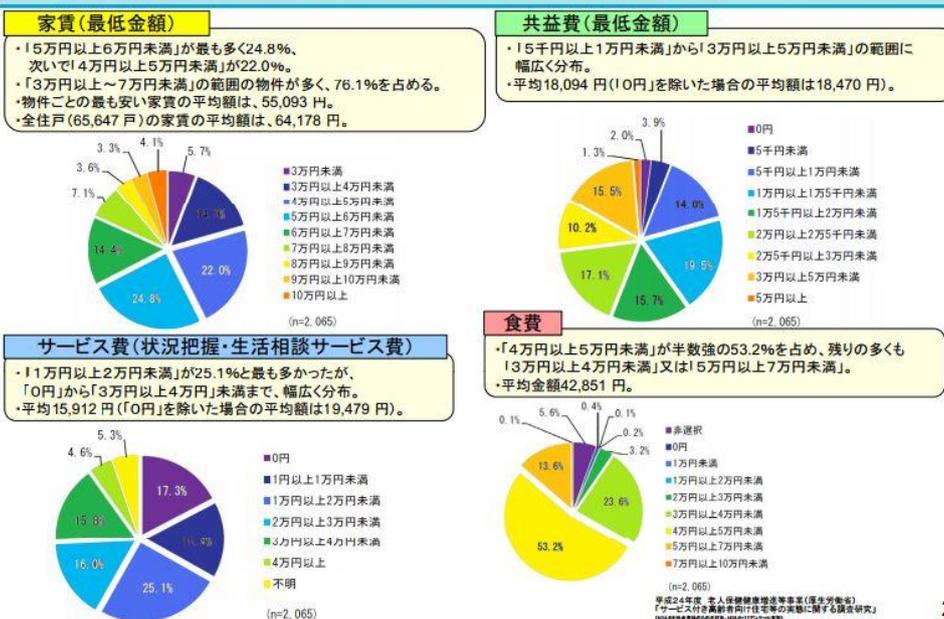
※国土交通省 サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会第1回資料6-2



ア. 月額利用料

- ・食費込み 月々 支払 総額は 「食費込みの月々の支払い総額は、「12.5万円以上15万円未満」が24.8%と最も多く、12.5万円以上の物件が全体の約半数となっている。
- ・平均金額は131,615円(食事の提供なしの物件は除いて集計)。

サービス付き高齢者向け住宅の費用等



イ. 家賃（最低金額）

- ・ 「5万円以上6万円未満」が最も多く24.8%、次いで「4万円以上5万円未満」が22.0%。
- ・ 「3万円以上～7万円未満」の範囲の物件が多く、76.1%を占める。
- ・ 物件ごとの最も安い家賃の平均額は、55,093円。
- ・ 全住戸（65,647戸）の家賃の平均額は64,178円

ウ. 共益費（最低金額）

- ・ 「5千円以上1万円未満」から「3万円以上5万円未満」の範囲に幅広く分布。
- ・ 平均18,094円（「0円」を除いた場合の平均額は18,470円）。
- ・ 全住戸（65,647戸）の家賃の平均額は、64,178円。

エ. サービス費（状況把握・生活相談サービス費）

- ・ 「4万円以上5万円未満」が半数強の53.2%を占め、残りの多くも「3万円以上4万円未満」又は「5万円以上7万円未満」。

オ. 食費

- ・ 「1万円以上2万円未満」が25.1%と最も多かったが、「0円」から「3万円以上4万円」未満まで、幅広く分布。
- ・ 平均15,912円（「0円」を除いた場合の平均額は19,479円）。
- ・ 平均金額42,851円。

高齢者向け住宅の入居者の契約、費用支払いに関する不満事項

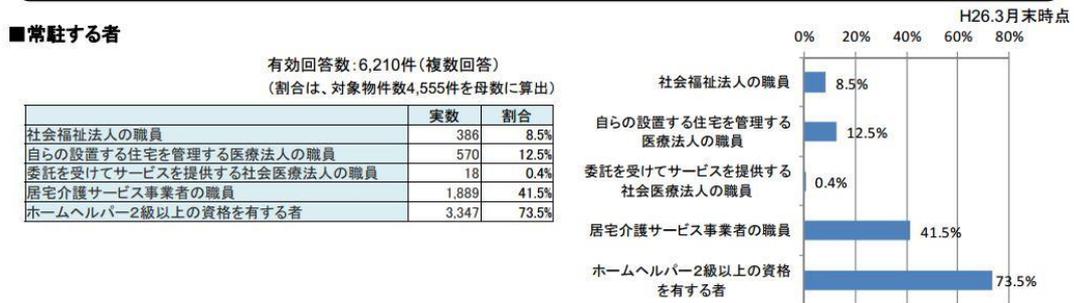
○ 高齢者向け住宅に住み替えた者に対してアンケート調査を行ったところ、入居後の契約、費用の支払いに関して「特に不満はない」という回答が過半であったが、事前説明が不足していたことを不満とする回答もあった。



カ. 入居後の契約、費用支払いに関する不満

- ・ 高齢者向け住宅に住み替えた者に対してアンケート調査を行ったところ、入居後の契約、費用の支払いに関して「特に不満はない」という回答が過半であったが、事前説明が不足していたことを不満とする回答もあった。

(6) 生活相談サービス※（出典）国土交通省 サービス付き高齢者向け住宅の現状と分析

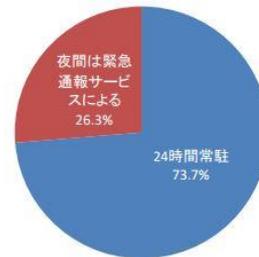


- ・常駐する者は、常駐する者は、ホームヘルパー2級以上の資格を有する者（ホームヘルパー2級以上の資格を有する者（73.5%）が最も多く、次いで居宅介護サービス事業者のサービス事業者の職員（41.5%）が多い。

■提供時間

有効回答数:4,573件

	実数	割合
24時間常駐	3,369	73.7%
夜間は緊急通報サービスによる	1,204	26.3%



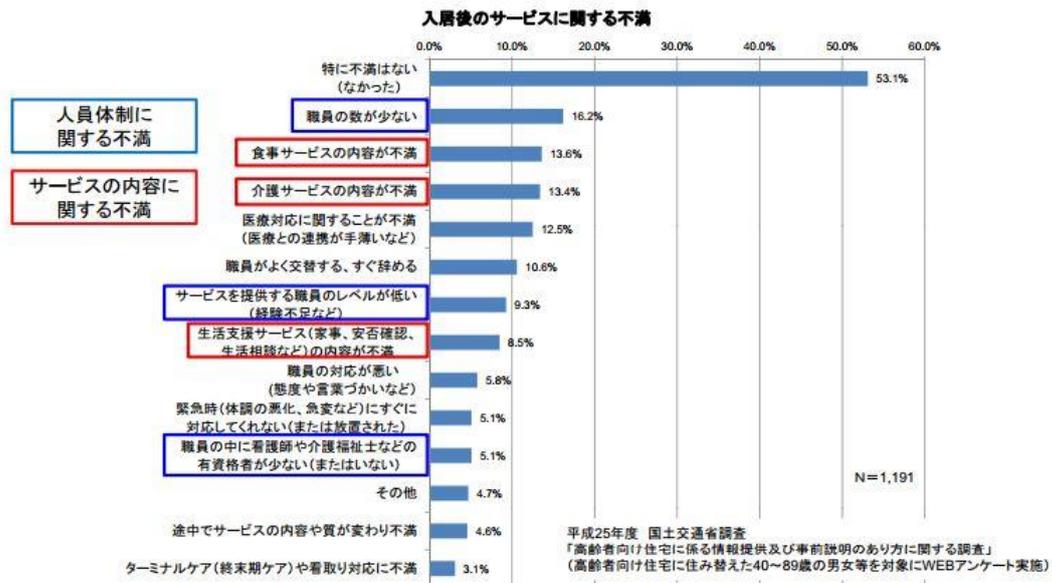
- ・状況把握及び生活相談サービスの提供時間は、24時間常駐が約3/4を占める

(7) サービス付き高齢者向け住宅の入居者のサービスに関する不満事項

※国土交通省 サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会第1回資料6-2

高齢者向け住宅の入居者のサービスに関する不満事項

○ 高齢者向け住宅に住み替えた者に対してアンケート調査を行ったところ、入居後のサービスに関して「特に不満はない」という回答が過半であったが、人員体制やサービスの内容について不満とする回答もあった。



12

ア. 人員体制に関する不満

- ・ 職員の数が少ない
- ・ サービスを提供する職員のレベルが低い (経験不足など)
- ・ 職員の中に看護師や介護福祉士などの有資格者が少ない (またはいない)

イ. サービスの内容に関する不満

- ・ 食事サービスの内容が不満
- ・ 介護サービスの内容が不満
- ・ 生活支援サービス (家事・安否確認・生活相談など) の内容が不満

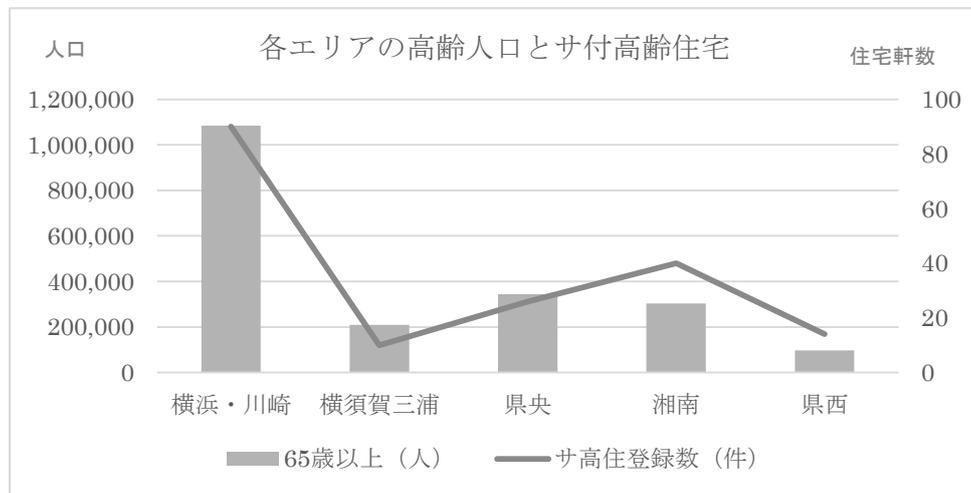
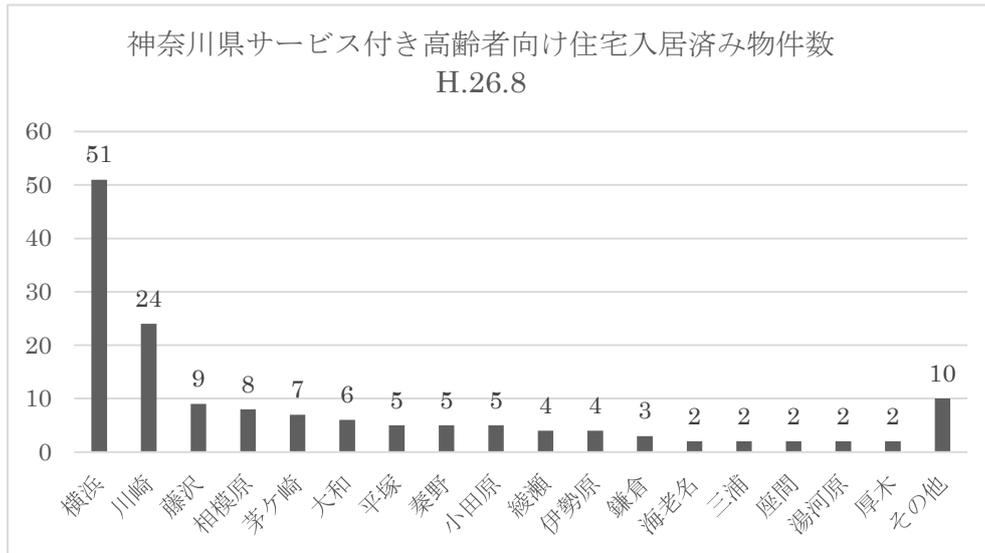
第4章 神奈川県サービス付き高齢者向け住宅 調査結果

1. 登録数とエリア分布

平成 26 年 8 月の調査時点では 180 件のサービス付き高齢者向け住宅の登録がある。
 (建設中含む)

人口と比例し、横浜市、川崎市の都市圏で登録が多い。湘南エリアは人口に比較すると、登録数が多い。

一方、横須賀・三浦エリアは人口に比較すると登録数が少ない。



エリア	人口(人)	65歳未満(人)	65歳以上(人)	サ高住登録数(件)
横浜・川崎	5,168,968	4,084,844	1,084,124	90
横須賀三浦	717,610	508,586	209,024	10
県央	1,566,286	1,223,104	343,182	26
湘南	1,292,910	990,323	302,587	40
県西	351,471	254,330	97,141	14

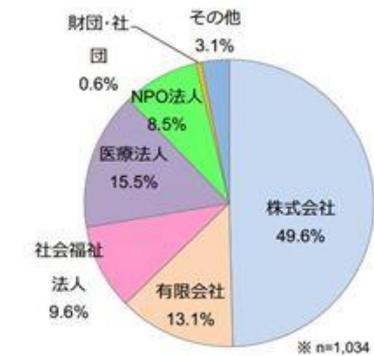
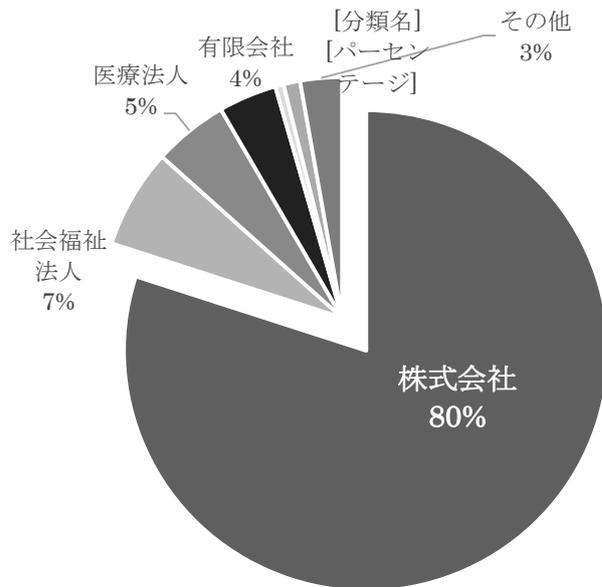
※平成22年国勢調査に基づく計算

※平成26年8月時点

2. 事業主体

神奈川県サービス付高齢者向け住宅の登録事業者は株式会社を80%を占める。(全国49.6%)

全国にて8.5%を占めているNPOは、神奈川県での登録事業者は1住宅のみであった。

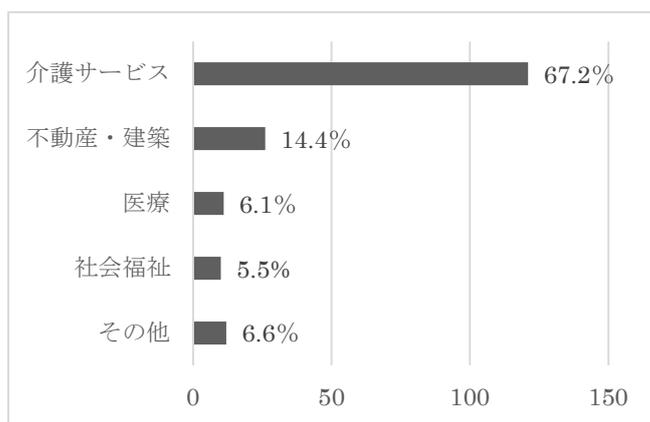


↑ 全国 (P28)

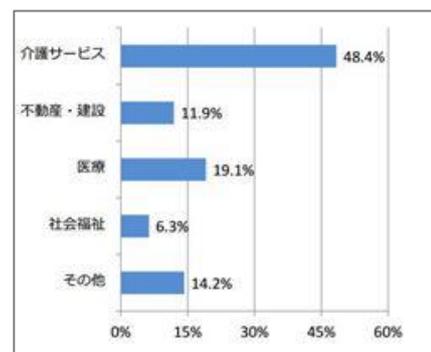
← 神奈川県

※180件中144件が株式会社

※母体法人は介護事業者が67.2%を占めた。次いで不動産・建築業者が14.4%であった。医療法人は6.1%に留まり、全国のデータとの違いがみられる。



↑ 神奈川県

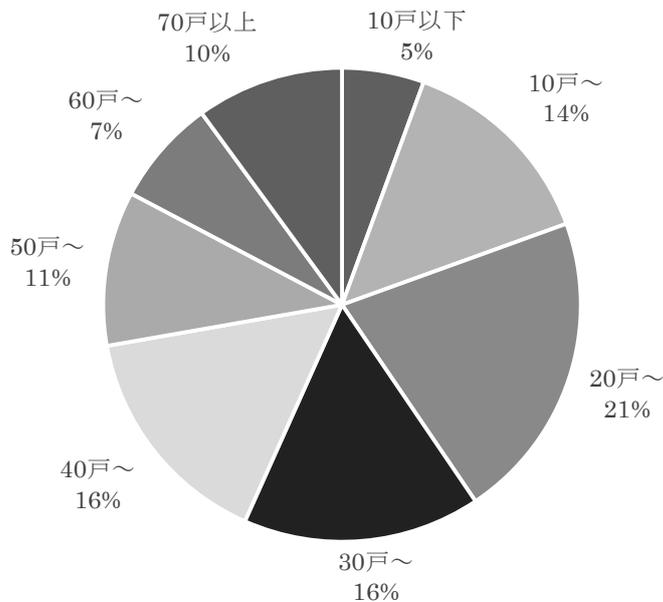


↑ 全国 (P28)

3. 住居規模

(1) 戸数

平成26年8月での神奈川県の高齢者向け住宅登録数は180件6804戸であった。一住宅当たり約38戸。全国平均は32戸であるので、神奈川県のサービス付き高齢者向け住宅は全国に比べ大きな住宅という結果となった。

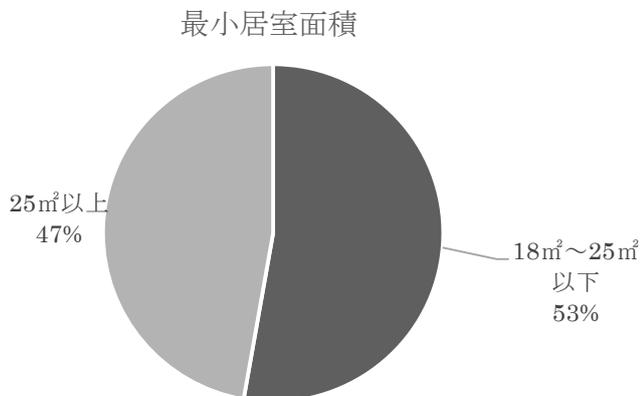


↑ 全国 (P28)

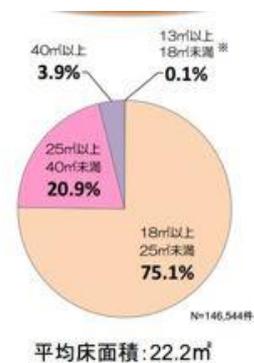
← 神奈川県 180件6804戸
平均 37.9戸

(2) 住戸面積

神奈川県の高齢者向け住宅で登録されている最小居室面積は、18㎡から25㎡未満の住宅が95件(約53%)を占めていた。このことから、浴室、居間、食堂、台所等を共有化し、個室のみを提供している住宅が半数以上を占めていると考えられる。また、「住戸面積」単純平均値は28.38㎡となった。(最小居室の平均値23.36㎡、最大居室の平均値33.4㎡) 神奈川県は全国に比べると、やや居室面積が広いサービス付き高齢者向け住宅という結果となった。



↑ 神奈川県

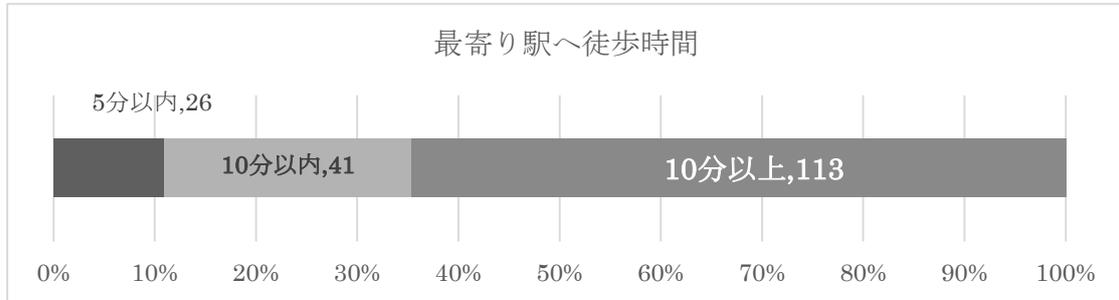


↑ 全国 (P28)

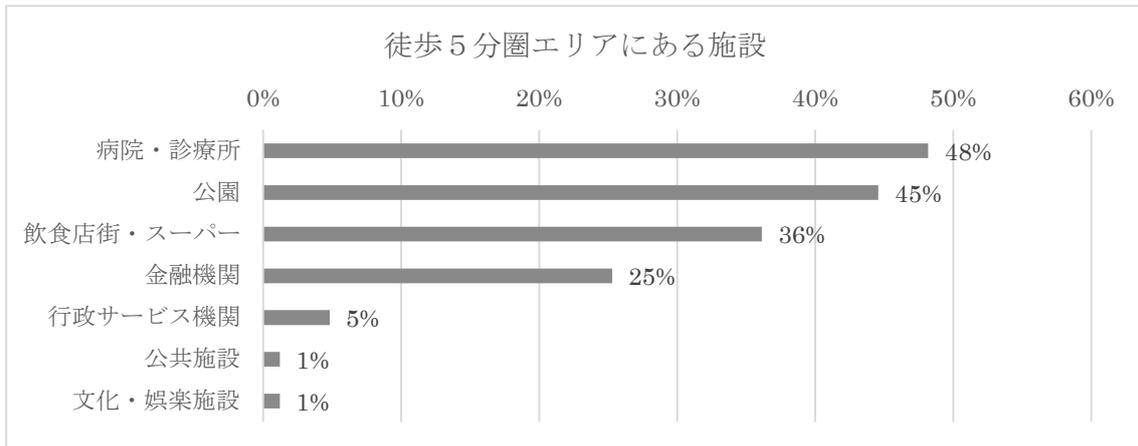
4. 住宅立地と関連施設

(1) 住宅立地

- ・最寄り駅までの徒歩時間は10分以上が65%を占める。

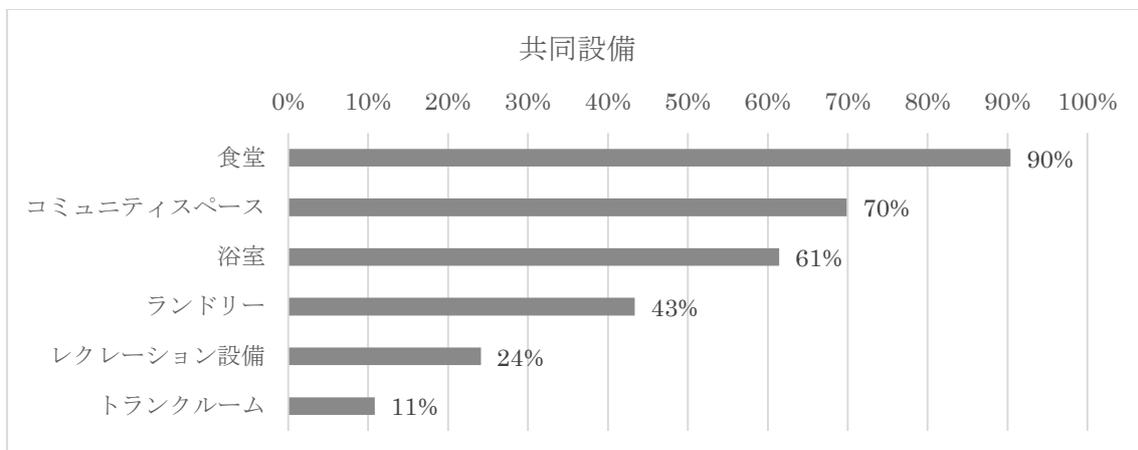


- ・住宅より徒歩5分圏内には病院・診療所が最も多く48%。スーパーや飲食店は36%。



(2) 住宅内施設

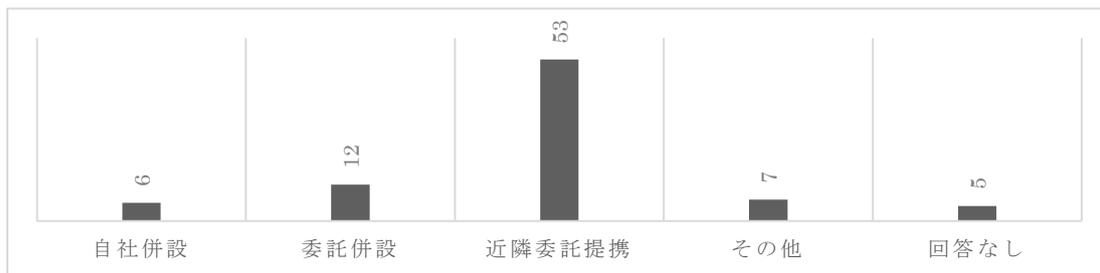
- ・食堂を有する住宅が90%。次いでコミュニティスペース、浴室と続く。



(3) 併設施設

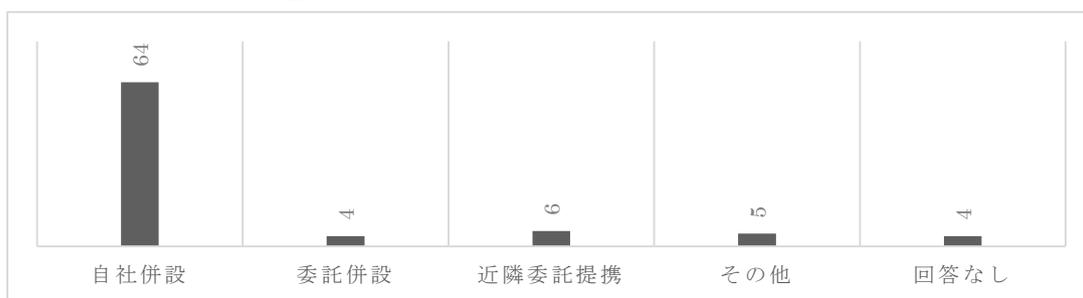
ア. 医療系サービス併設 21.6%

全体の63.8%が近隣に委託して運営している



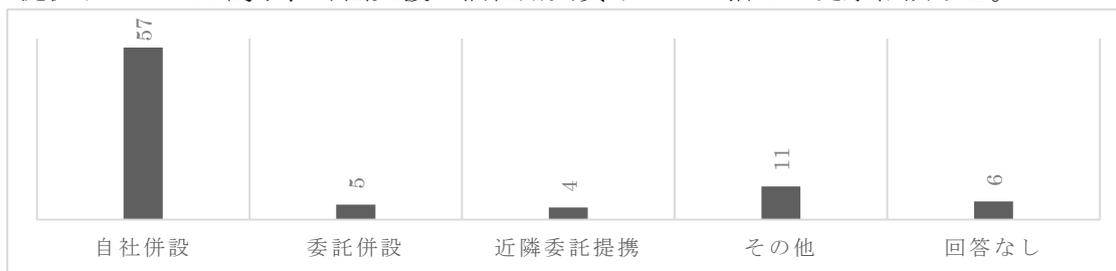
イ. 介護サービス併設 81.9%

うち94.1%が自社で運営している。



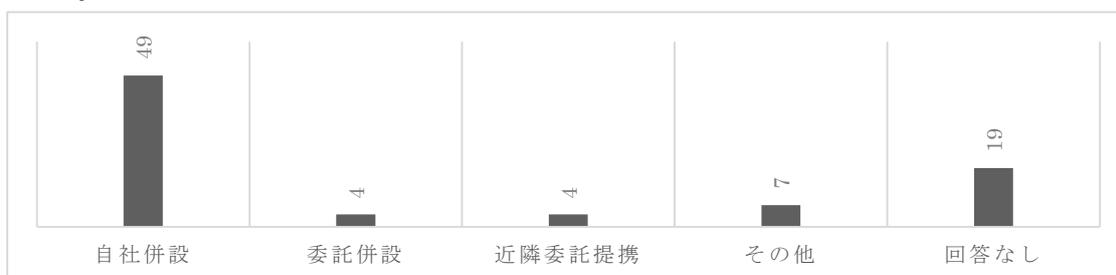
ウ. 生活支援サービス併設 74.6%

提供サービスは食事、外出支援・福祉用具貸与・ゴミ捨て・健康相談など。



エ. 介護予防サービス併設 63.8%

併設しているデイサービスが9割強。マッサージなど健康増進サービスの計画などもあった。

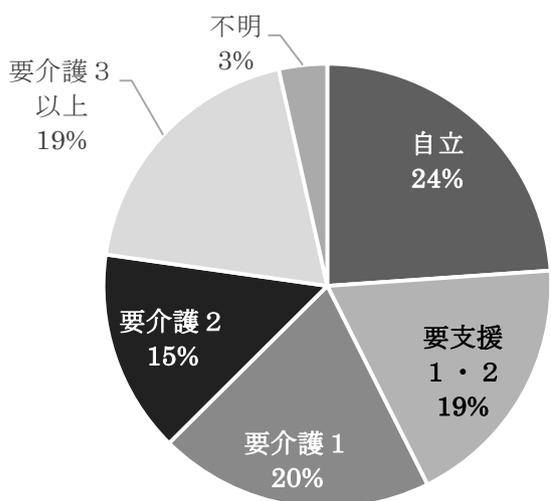


5. 入居者

(全体入居率 78% / 認知症入居率 20% / 入居世帯率 1.02人)

(1) 要介護度

- ・自立の方が24%、要支援1・2の方が19%と全国に比べると割合が高い。
(全国では自立11.5%、要支援1・2 16.4%)



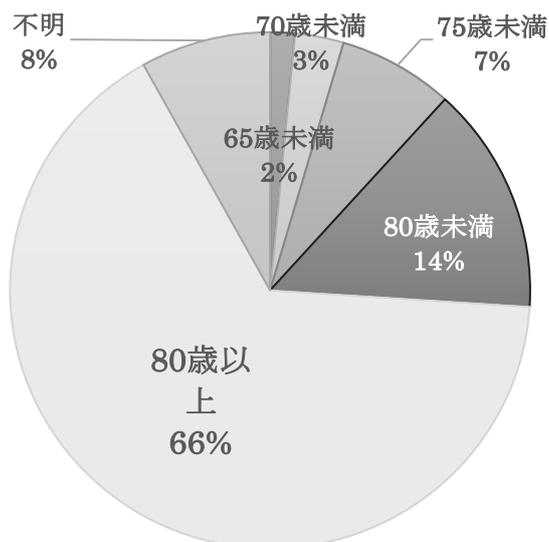
※入居者数(n=24,874)

↑全国 (P29)

←神奈川県

(2) 年齢層

- ・80歳以上が3分の2を占める。全国に比べると若干80歳以下の比率が高い結果となった。



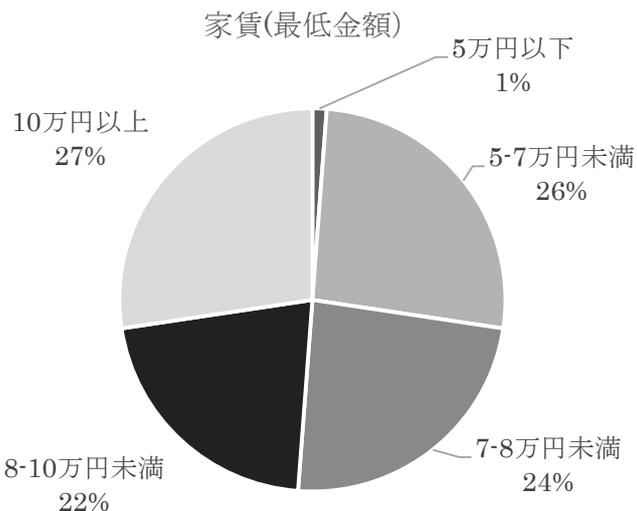
↑全国 (P29)

←神奈川県

6. 入居費用

(1) 家賃

- ・5万円以下の住宅以外は、ほぼ同じくらいで供給されていた。
- ・最低金額は4万5000円、最高金額は65万円。最低家賃の平均値は8万5606円、最高金額の平均値は11万8592円。(最低家賃の全国平均5万5093円)
- ・全国で4割強ある5万円以下の住宅は1件のみ。また、全国で4.1%である最低金額10万円以上の住宅が27%を占める結果となった。



(2) 共益費 (最低金額)

神奈川県では平均2万364円に対し、全国平均は1万8094円。

(3) サービス費 (状況把握・生活相談サービス費)

神奈川県では平均2万9767円に対し、全国平均は1万5912円。

(4) 食費

神奈川県では平均4万8991円に対し、全国平均は4万2851円。

	家賃 (最低金額)	共益費 (最低金額)	サービス費	食費	合計
神奈川県 平均	¥85,606	¥20,364	¥29,797	¥48,991	¥184,758
全国平均	¥55,093	¥18,094	¥15,912	¥42,851	¥131,950
差額	¥30,513	¥2,270	¥13,885	¥6,140	¥52,808

※神奈川県は全国平均よりも5万2808円高い結果となった

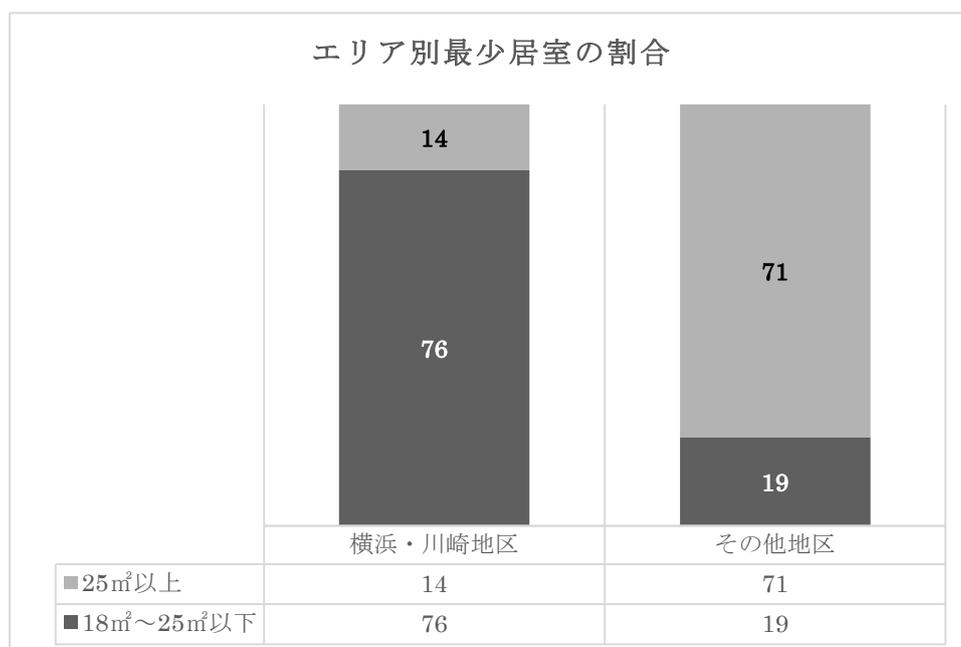
7. エリア別傾向

都市圏（横浜市・川崎市）とそれ以外でクロス集計を行い、平均値を比較した際に特徴的であったものが以下である。都市圏は家賃が高く、若干広め、やや大型の住宅であることがわかる。

	都市圏（横浜・川崎）	郊外
最少家賃平均値	¥92,321	¥78,892
最少居室面積平均値	25.58 m ²	22.75 m ²
総戸数平均値	40 戸	35 戸

ただし、25 m²基準値の住宅件数が多いのは都市圏の方である。基準値より広い物件は郊外の方が多い。

居室面積 18-25 m²、25 m²以上の 2 区分で集計した際の結果が以下となる。横浜・川崎地区は 25 m²以下の供給割合が 80%を超えていた。

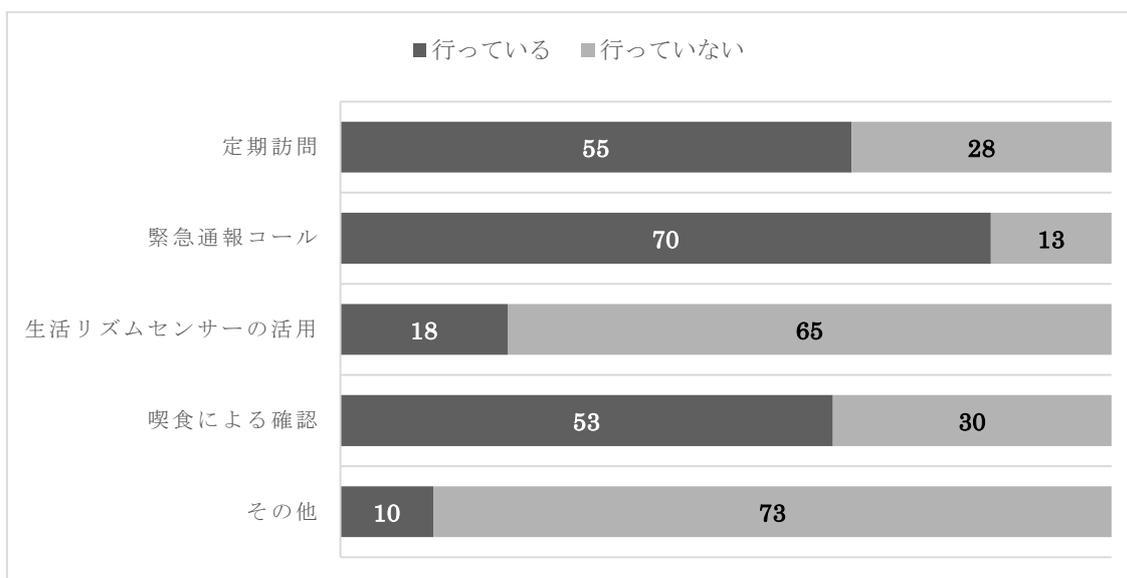


8. 安全対策

(1) 見守りサービス

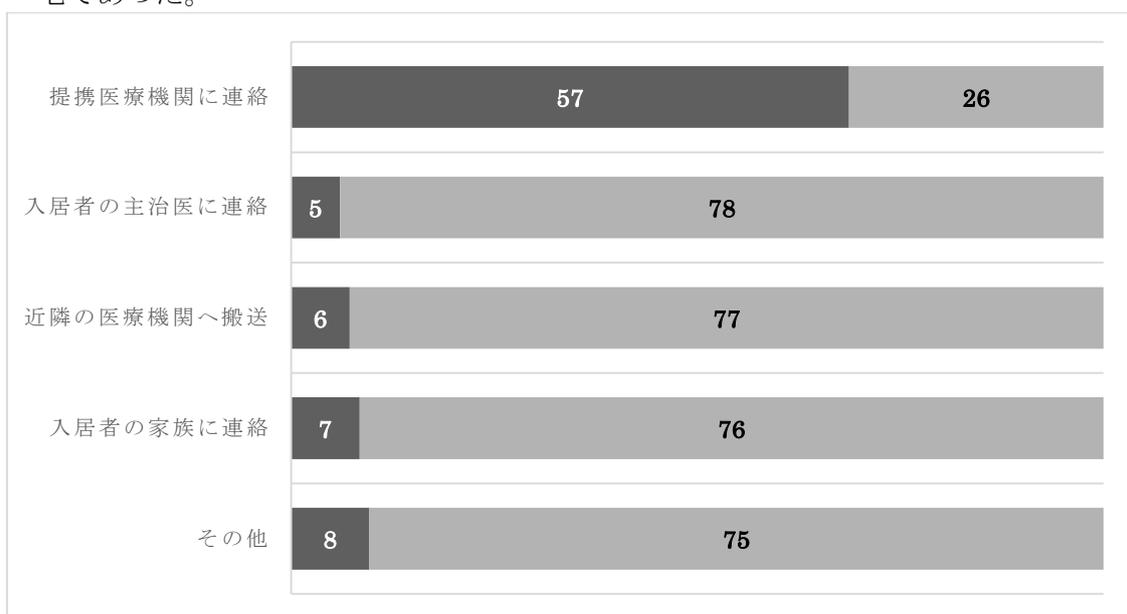
見守りの方法で最も取り入れられている手法は緊急通報コールであった。次いで定期訪問、喫食による確認であった。上記3点を並行して導入している住宅は全体の約57%であった。

また、生活リズムセンサーを導入している住宅の最低家賃は7万円以上の住宅で構成され、10万円以上の住宅が61%を占めていた。



(2) 緊急医療が必要な際の対応

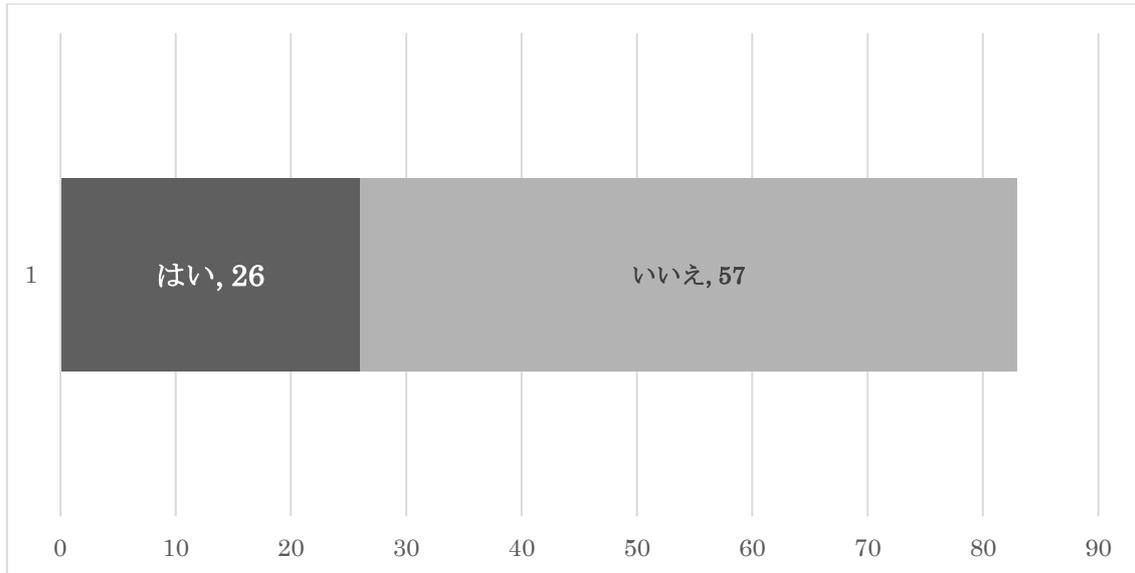
提携している医療機関に連絡する住宅が69%を占める。入居者の主治医へ連絡する住宅も6%存在し、共通点として比較的住戸数が小さく介護施設を併設している住宅であった。



(3) 緊急時の地域連携

緊急時に地域コミュニティと連携できる連絡網を持つ住宅は31.3%。
連絡網の内容として約90%は自治会、町内会と繋がっている。

「はい」と答えた住宅特徴として認知症患者の入居率約30%、6.5人/1住宅当たり、と若干ではあるが数値が高くなっていた。※「いいえ」と答えた認知症患者の入居率17.2% 5人/1住宅当たり



(4) 地域と連携するにあたり困ったこと（抜粋）

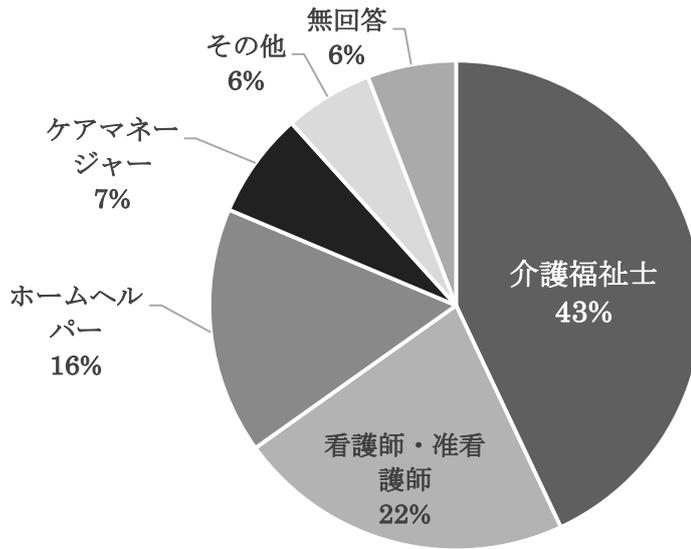
- ・「どのようなネットワークがあるか不明」
- ・「清掃等の地域での活動の時間調整が難しい」
- ・「近隣とのコミュニケーション不足」
- ・「合同での避難訓練の計画」

※連携窓口を探すことに苦勞している印象が残る。

9. 生活相談

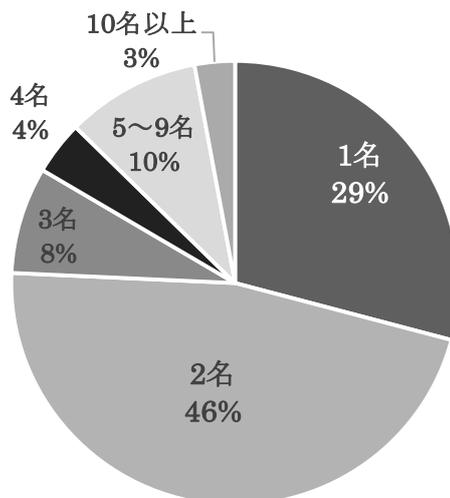
(1) 生活相談担当者

介護福祉士が43%と最も多い割合を持ち、全国データ「常駐する者」で73.5%を占めたホームヘルパーは16%という結果であった。



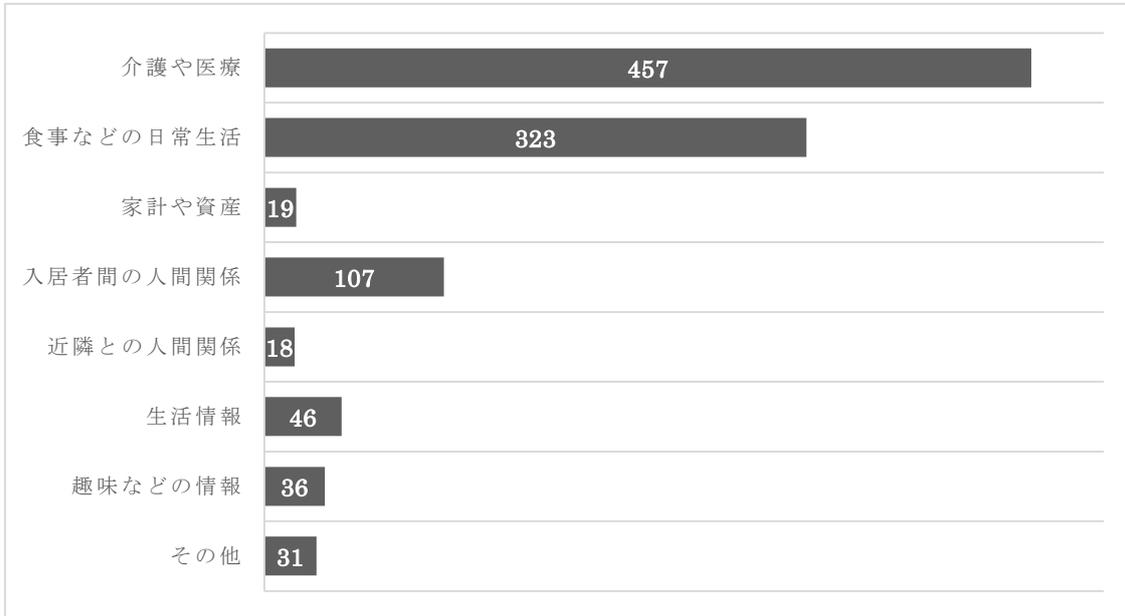
(2) 生活相談者の配置人数

総平均の単純値は3名ではあるが、1~2名で運営する住宅が75%を占める。



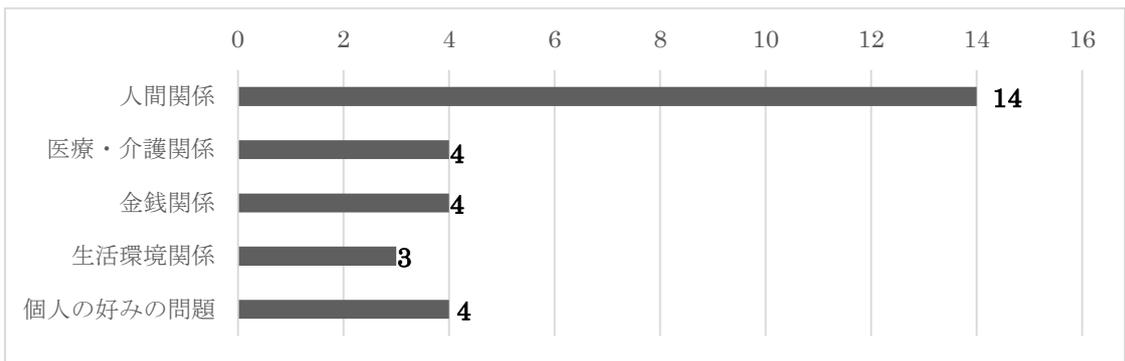
(3) 生活相談の内容

相談の内容は介護や医療が最も多い。しかし、生活の場として、人間関係等の多様な相談にも応じている。



(4) 生活相談者が相談内容で困ったこと

祖相談時に困ったことがあるかという設問に「はい」と答えた住宅は34%
 困った内容は約半数が人間関係トラブルへの相談となった。入居者間トラブルのみではなく、家族や近隣とのトラブルの相談にも対処しているとコメントされていた。



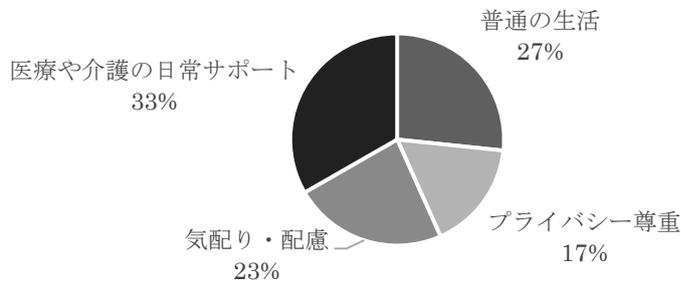
(5) 生活相談を受けることのできる時間帯は90%が9時～17時前後まで
 約10%の住宅は夜間も受け付けていた

(6) 土日にも相談を受け付けている住宅は83%

(7) 1ヶ月（平成26年6月）の相談件数は平均12.7件

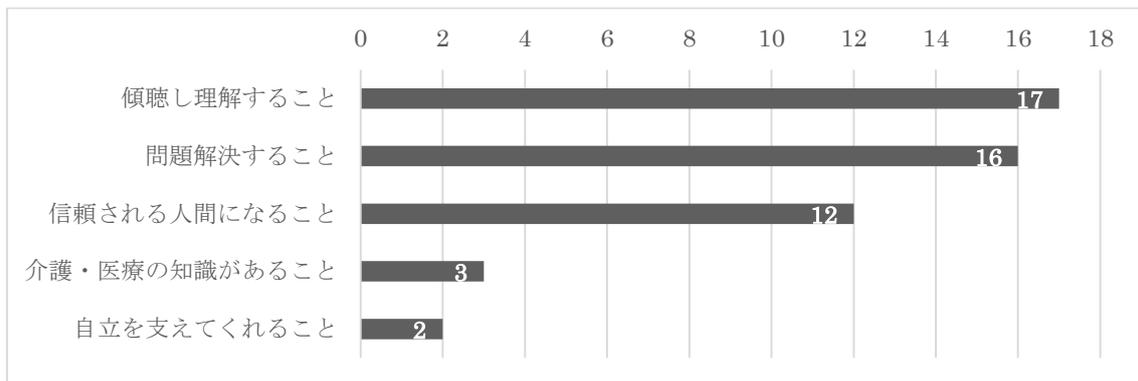
10. 住宅管理者からのコメント

(1) 住宅管理者として、入居者が生活する上で特に気を付けていること



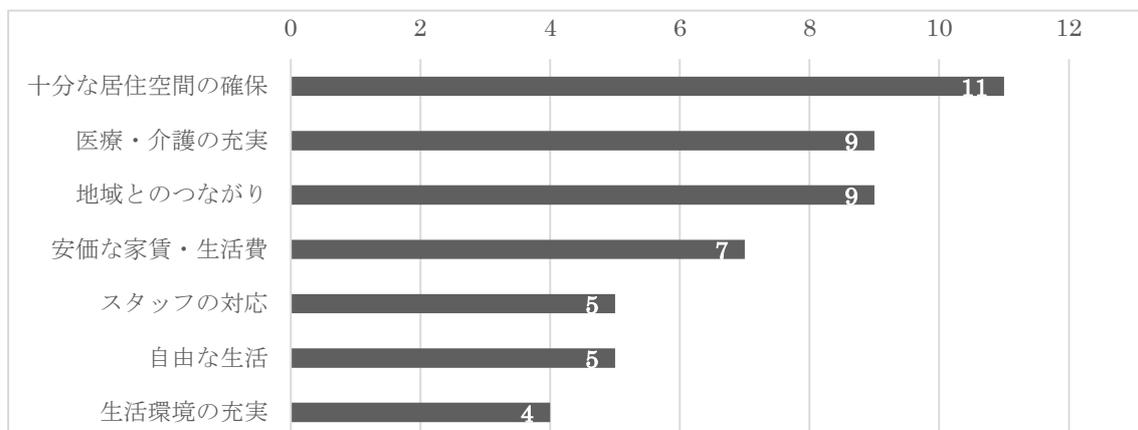
入居者の生活に積極介入する割合が56%と普通よりやや多い結果

(2) 住宅管理者として、入居者が生活相談者に期待していることはどのようなことと思うか <※資料編にコメント記載>



コミュニケーションを重視し、信頼関係を築く姿勢がみえる

(3) 住宅管理者が将来の高齢者住宅に必要なと思うこと <※資料編にコメント記載>

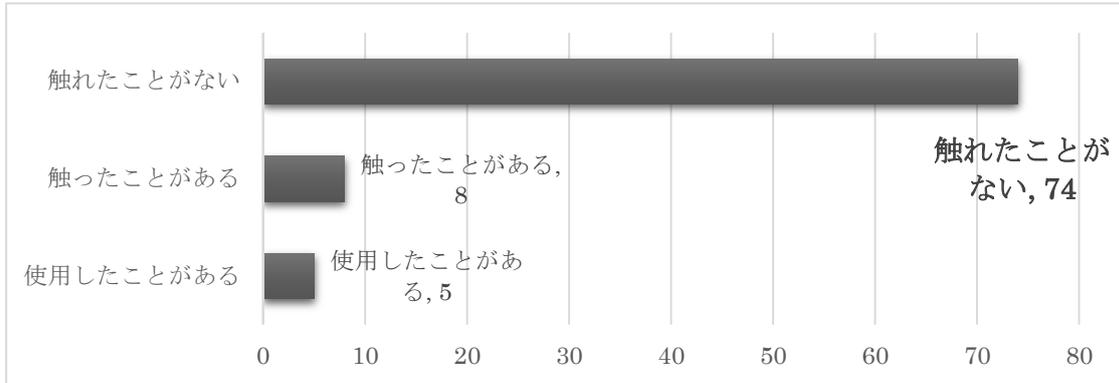


居住空間の「狭さ」についてのコメントが最も多い

1.1. 生活支援ロボット

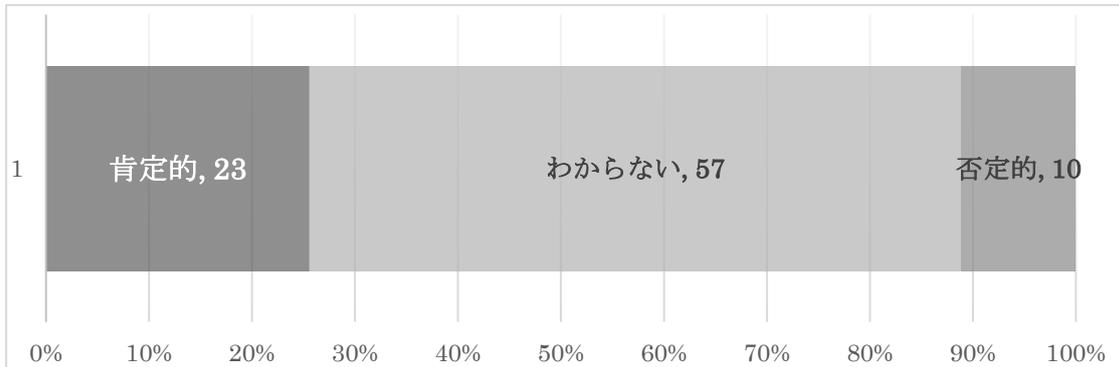
(1) 生活支援ロボットの経験

82%が「触れたことがない」となった



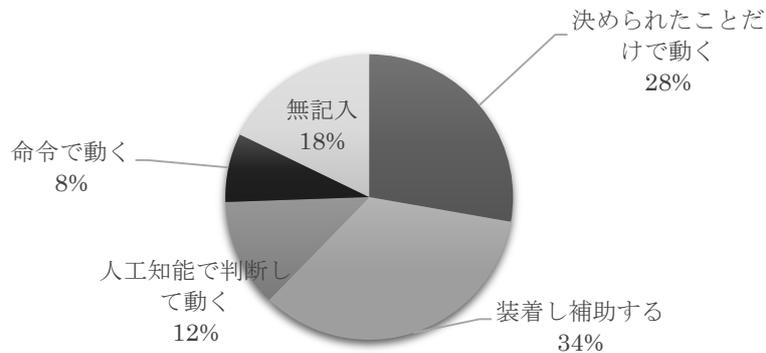
(2) 現場へのロボット導入について

63.3%が「わからない」と答えていた。否定の理由のほとんどは「費用対効果が不明確」なことが理由だった



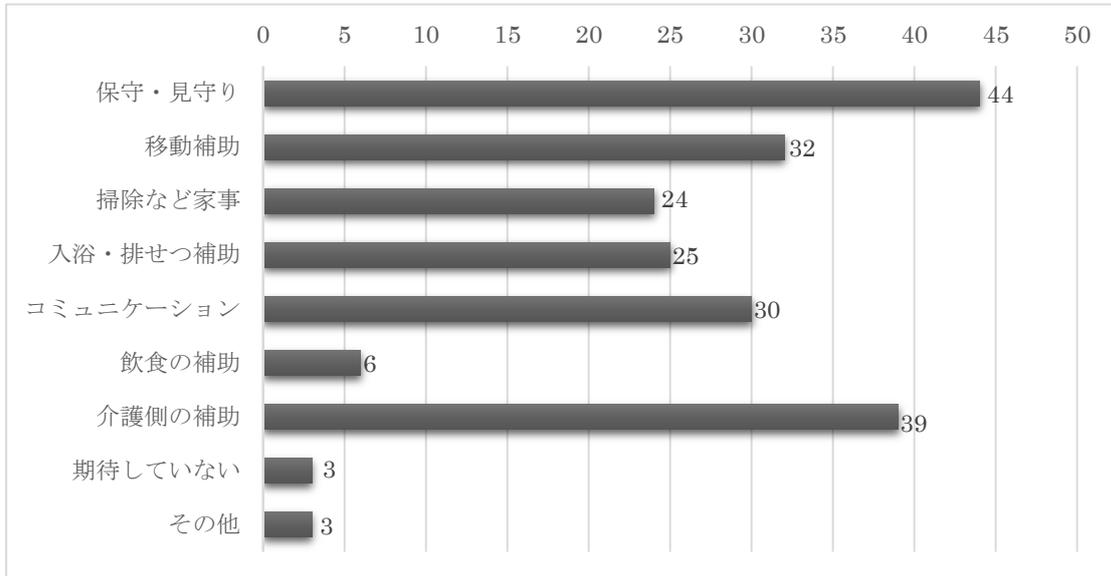
(3) 生活支援ロボットの行動

「装着し補助する」34%、「決められたことだけで動く」28%で6割以上を占めた。



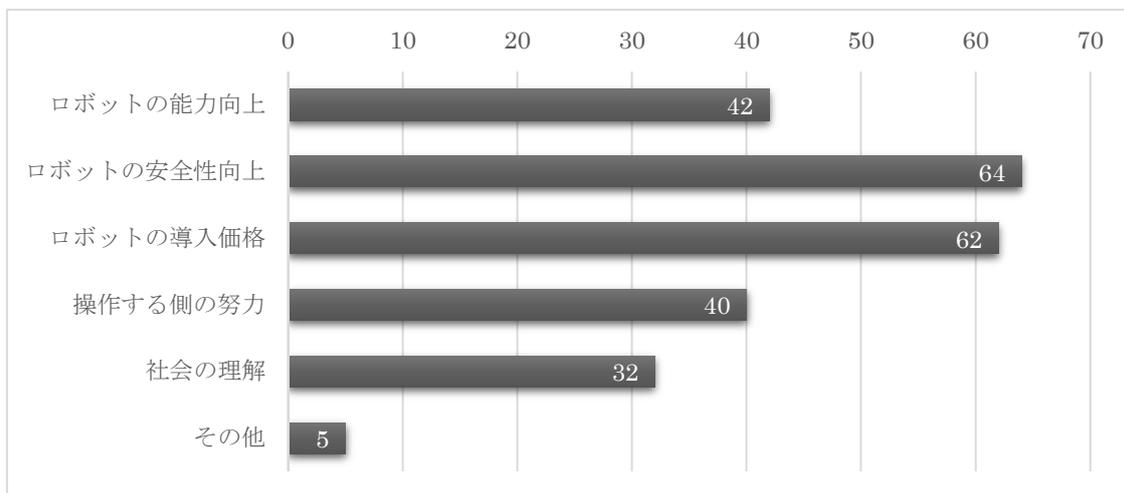
(4) 生活支援ロボットに期待する業務（複数回答）

「保守・見守り」が最も多く、次いで「介護側の補助」「移動補助」「コミュニケーション」と続く結果となった。



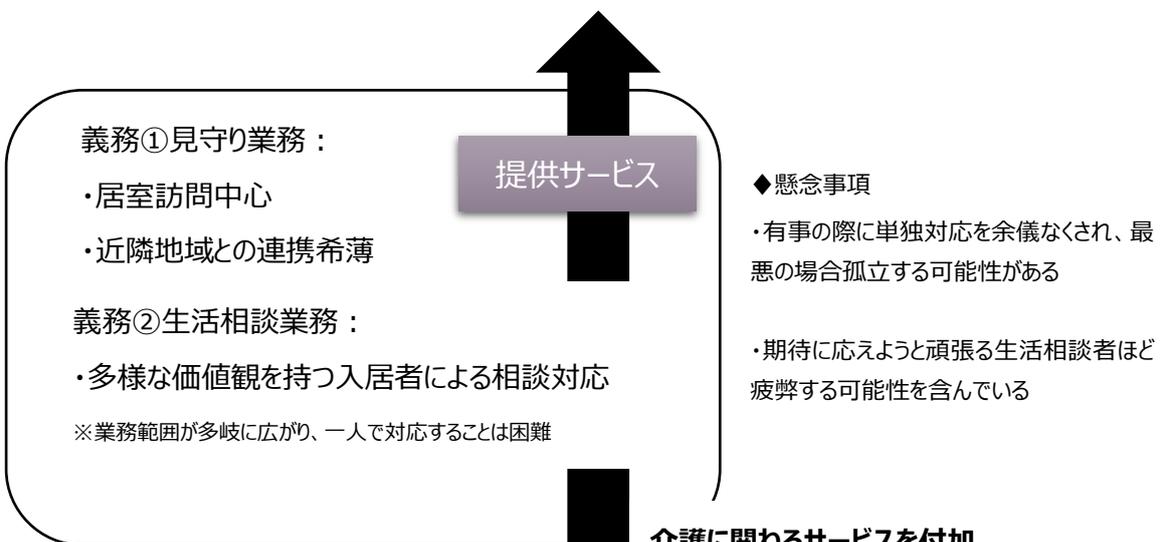
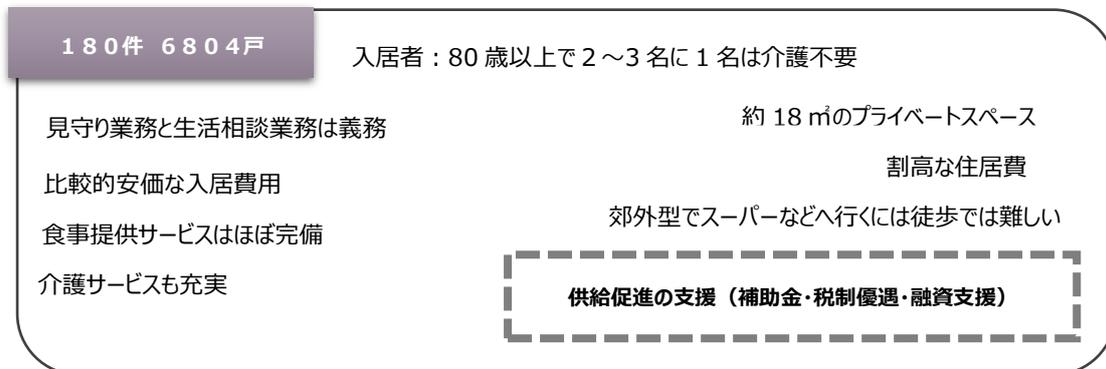
(5) 生活支援ロボット導入のために必要だと思うこと（複数回答）

「ロボットの安全性向上」、「ロボットの導入価格」が多くの意見を集めた。

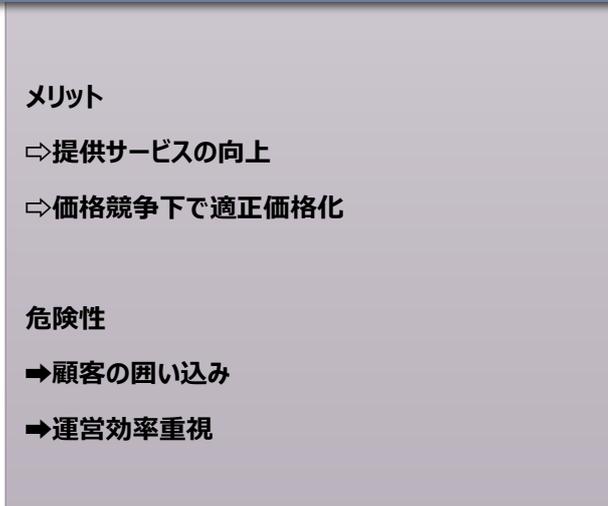


第5章 調査結果からの課題

1. 調査から見たサービス付き高齢者向け住宅の現状



介護に関わるサービスを付加



高齢者にとって不明瞭な住宅

2. 問題点の整理

- ・神奈川県におけるサービス付き高齢者向け住宅は、株式会社が運営する住宅で、郊外に立地し、半数以上が 25 m²以下の居室で構成され、居室はトイレ付きの部屋となり、生活に必要な食事などのサービスが充実し、ほとんどが有料老人ホームにも該当するものであると言える。
- ・消費者からみると、介護が必要になった際に入居する住居であり、重度の介護を必要としない元気で自由を求める単身高齢者が入居する住宅としては疑問が残る。このような方は、ぎりぎりまで自宅で生活することを望むであろう。
- ・18 m²の居室では保持していた生活道具、思い出の品等を持ち込むことが困難。
- ・住居に関わる費用と食費で平均 18.5 万円ほど必要となる。これは全国平均よりも 5.2 万円高額である。
- ・80 歳以上が入居する住まいとして、防災上の観点からも、地域とのつながりを見出す必要性がある。
- ・生活相談員に対する不満も見受けられるが、これは対応すべき相談分野が多岐にわたりすぎ、専門分野外の対応も求められている現状があるからと考えられる。本来は、頼るべき存在である生活相談者が個人の能力に依存されているのは、入居者にとっては不安であろう。

<全国調査で寄せられた意見：抜粋>

- ・法人が運営する介護事業所の利用を入居所に対して強要する事例がある。（「高齢者向け住まいに関する意見交換会」H25.11～H26.1）
- ・併設施設を利用すると、サービス付き高齢者向け住宅の家賃を値引きする事例がある。（「高齢者向け住まいに関する意見交換会」H25.11～H26.1）
- ・入居希望者に自らのライフスタイルや将来も含めた介護ニーズに見合った住まいとして適切に選択できるよう、情報提供体制の充実を図ることが必要。（国土交通省：サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会について）
- ・低所得・低資産の高齢者の住まい確保には不十分（国土交通省国土交通省：サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会について）
- ・入居率90%以上の住宅は全体の5割 ※ 国の補助金（サービス付き高齢者向け住宅整備事業）を利用した事業者向けの定期報告調査より（平成25年12月1日時点・平成25年度調査実施）
- ・現行制度は民間賃貸住宅のみを支援対象としており、増加する「空き家」を有効活用できない。などの問題を見ることができる。これまで「量」の確保を目指し、高齢者の住まいの供給してきた「サービス付き高齢者向け住宅」に対し、「質」を求める時期が来たのだと考えられる。

3. 調査結果のまとめ

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の住まいとして十分な住居なのか

調査結果から、サービス付き高齢者向け住宅は、地価の安い郊外部に立地していて、半数以上が 25 m²以下の居室で構成されている集合住宅となっていることをうかがわせる。これは、生活を営む場所というよりも、住宅事業者が、有料老人ホームの要件となっている「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを「住宅事業の一部として」実施している可能性が高く、この調査結果では、サービス付き高齢者向け住宅は「有料老人ホーム」にも該当すると言える。（※厚生労働省の資料によると実質 95%のサービス付高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当すると記してある）

一方、入居者の構成をみると、80 歳以上の単身者が半数以上を占めており、配偶者に先立たれ、独り身となった女性が入居していることをうかがわせる。現在の居室面積や、付帯する介護サービスの充実から、消費者の方も、サービス付き高齢者向け住宅を、介護が必要になった際に入居する住居と捉えられている可能性も考えられる。

こうしたことから、サービス付き高齢者向け住宅も有料老人ホームと同様の指導監督対象とし、介護や生活支援に関する情報開示を求めることが必要であると考えられる。現状のサービス付き高齢者向け住宅の情報を正しく、公表することにより、消費者が希望通りの住居を選択することができる環境を早急に整える必要がある。

また、神奈川県サービス付き高齢者向け住宅で生活する場合、住居と食費を合わせて平均 18.5 万円ほど必要となる。これは、年金受給額が平均値（※厚生年金 17 万円+国民年金 5 万円）以上の受給者でなければ入居できない。そこで保有している住宅を担保としたリバースモーゲージ制度の充実も望まれるところである。

※厚生労働省年金局「平成 23 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」より

さらに、入居者が専有できる面積が 18 m²となると、入居前に保持していた家具や思い出の品などを、処分できずにそのまま放置されている可能性もある。その場合は、住み替えに伴う空き家問題も考えられる。

安全面においても、災害などの有事の際に地域から孤立する恐れがあると考えられる。住宅管理者からのアンケートコメントにも「どこに地域のネットワークが存在するのかわからない」との回答も見受けられた。防災上の観点から、地域とのつながりを見出す必要性を感じる。

サービスの面では、本来信頼されるべき生活相談者に対して不満の声が寄せられていることが気にかかる。生活相談の内容が、住人数に応じて多岐にわたり過ぎ、専門分野外の対応も求められている現状は、相談者への業務負担を生み、結果的にサービス提供の質が低下することが予測できる。解決するには、居住している地域の社会資源の活用が求められるであろう。今後「生活相談」サービスを行うにあたっては、生活相談者の「質」と地域の社会資源、高齢者住宅間のネットワークを広げることで、生活相談者と入居者の間にある需要と供給のギャップを取り除くことが必要であろう。

4. 検討すべき論点

(1) 生活相談員の質を高める必要があるのではないか。

サービス付き高齢者向け住宅に配置されている生活相談員は、入居者から様々な相談を受ける立場にある。今後、多様な相談に適切に対応するためには、生活相談員の質を高めるとともに、ネットワークをつくる必要があるのではないか。

(2) 地域包括ケアシステムにおける「住まい」の位置づけが必要ではないか。

サービス付き高齢者向け住宅は、地域との関係が希薄となっている現状にある。今後は、地域包括ケアシステムを構築することが必要となるので、地域の医療・介護事業者や生活支援・介護予防を提供するNPO等との連携する仕組みを導入する必要があるのではないか。

**(3) サービス付き高齢者向け住宅を適切に選択できるよう、
情報の公表が必要ではないか。**

サービス付き高齢者向け住宅は、介護サービスや生活支援サービスを利用することができることになっているが、実際は、高齢者が適切に選択できるための情報が不足している。今後は、見せ方、伝え方による工夫で、高齢者が自分の希望に沿っているかどうか判断できるようにする必要があるのではないか。また、住宅のハード情報だけでなく、介護や医療、生活支援などのソフトの情報を公表し、安心して選べる環境が必要なのではないか。

(4) 高齢社会に対応する技術導入を促進すべきでないか。

入居者への生活サポートを行う上で、予測される労働力不足の対策を今から始める必要があるのではないか。

(5) 高齢者の住まいとしては、狭いのではないか。

サービス付き高齢者向け住宅の実態は、9割が食事を提供していることから、有料老人ホームといえる。居室面積も18㎡が多く、これでは高齢者の住まいとしては狭いのではないか。また、新築物件がほとんどであり、家賃も高額となる場合が多い。今後は、低廉な家賃で、広い居住空間を確保する住まいを整備する必要があるのではないか。

第6章 【提言】5つの提案

【提言】

- 1 生活相談員の育成とネットワークづくり
- 2 地域包括支援センターとの連携による適切な住み替え支援機能の充実
- 3 サービス付き高齢者向け住宅の情報公表
- 4 高齢社会に対応する技術として、生活支援ロボットの活用
- 5 高齢者の住まいとして、既存住宅を活用した低廉で良質な住宅の提供

1 生活相談員の育成とネットワークづくり

(1) 生活相談員ネットワークの構築

生活相談員の孤立を防ぎ、資質向上とネットワーク化を進め、神奈川のサービス付き高齢者向け住宅の質を高める。

(2) 大規模災害等への対応

大規模災害等に対応するために、被害状況確認システムで迅速に被害状況を把握できる
仕組みを構築する。

(3) 研修会の開催

「防災」を第一に、問題解決の際に地域と助け合える関係づくり等を進める研修を開催する。

(4) 相談力強化

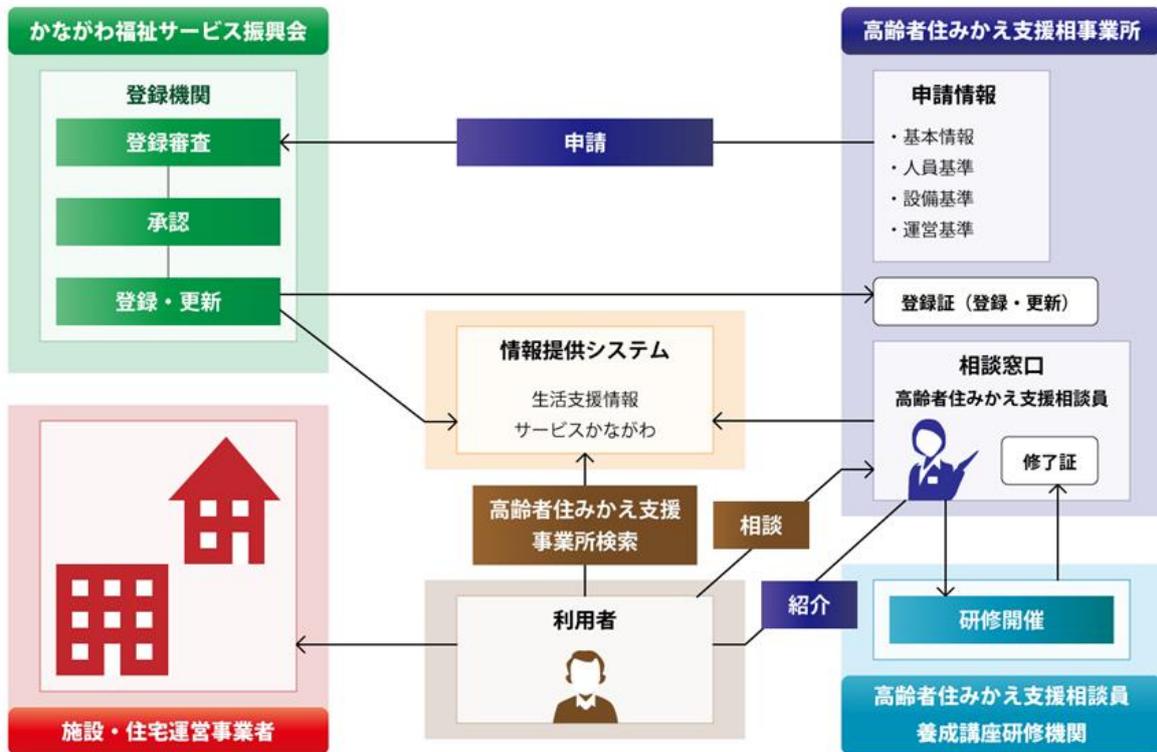
相談員のネットワークを構築することにより、様々な相談に対応できる仕組みをつくる。

(5) 地域コーディネーターとの連携

介護保険制度改正に伴い要請される地域コーディネーターとの連携を進め、地域包括ケアシステムを支援する。

2 地域包括支援センターとの連携による適切な住み替え支援機能の充実

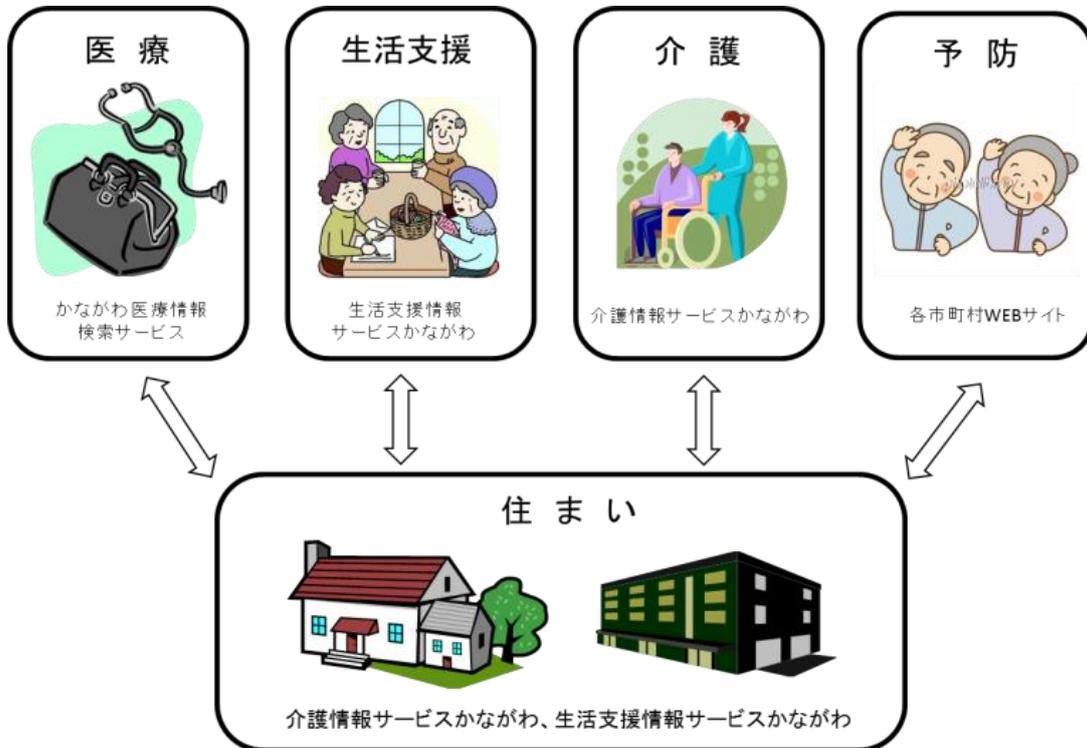
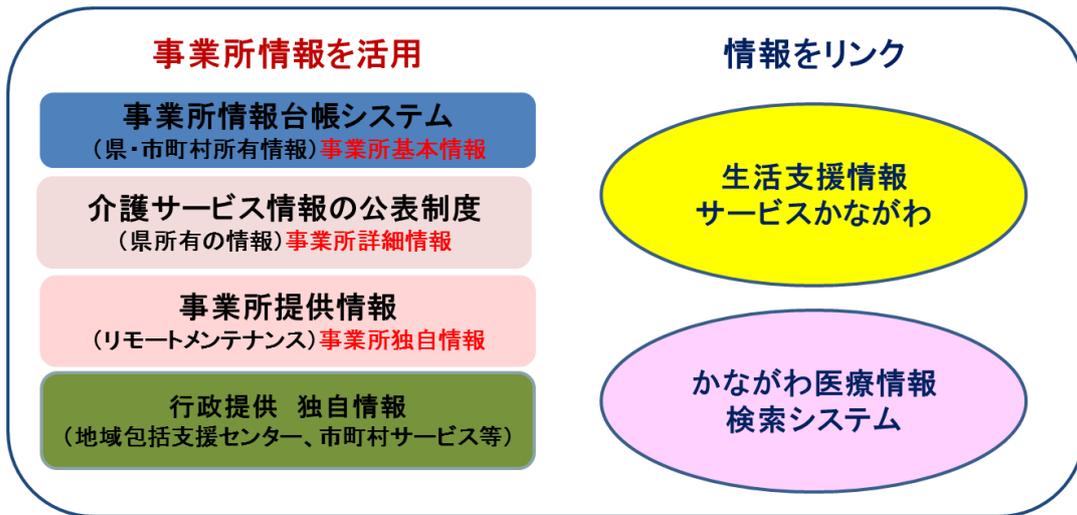
住み替え支援ニーズが大きくなっていることから、市町村や地域包括支援センターにおける相談機能の充実とともに、民間事業者自らが行っている「住み替え支援事業所」を有効活用する仕組みを構築する。



3 サービス付き高齢者向け住宅の情報公表

サービス付き高齢者向け住宅を適切に選択できるよう、介護保険事業所と同様の情報公表を義務付け、住まいのハード情報とともにソフトの介護・生活支援サービスの内容を開示する。

具体的には、生活支援情報サービスのWebサイトにサービス付き高齢者向け住宅の基本情報及びサービス情報を掲載する。さらえに、「介護情報サービスかながわ」と「生活支援情報サービスかながわ」を連携させ、県民の利便性を高める。



4 生活支援ロボットの活用

サービス付き高齢者向け住宅に、「生活支援ロボットショールーム」を設置し、生活支援ロボットの有効性を検証するとともに、経済産業省の事業を活用するなどして、生活支援ロボットの普及を促進する。

介護ロボットの領域

介護支援型
(移乗、入浴、排泄など)



自立支援型
(歩行支援、リハビリ、食事、読書など)



コミュニケーション・セキュリティ型
(癒し、見守りなど)





5 既存住宅を活用した低廉で良質な住宅の提供

低廉な家賃で居住面積の大きなサービス付き高齢者向け住宅を整備するために、既存住宅の「空き家」を活用した「サービス付き高齢者向け住宅モデル事業」を立ち上げる。

モデル事業としては、「空き家」で単身高齢者が期間を決めて集団生活する試みや、「自立」をキーワードとして、地域での経済活動にチャレンジ（店舗運営型）すること等を試みる。



資料編

■設問

【高齢者住宅が今よりも住みやすい居住空間とするためには、どのようなことが必要でしょうか?】の回答集

- ・夫婦で住めるようなスペースの確保
- ・介護施設との線引き。プライバシーが守れる建築基準可ガイドラインを設ける
- ・キッチン、トイレ、バス付きを条件
- ・1ルームタイプ以外の広い間取りを豊富に用意する必要性
- ・十分な居室面積
- ・車イスでゆとりあるスペース（トイレ洗面所）
- ・広さと安心。介護、医療のサポート。元の生活との差を埋める
- ・医療機関との連携強化、生活相談員増員
- ・医療との連携、定期的なアクティビティ、自立度の高い入居者に見合った介護サービス
- ・設備の充実、定期的メンテナンス、病院、銀行が近隣にある、安心できる環境
- ・24時間医療対応
- ・1階に生活雑貨SHOPや診療所交流できるスペースがあればいい
- ・近隣に医療、商業施設の充実、コミュニケーションの場を充実させる
- ・夜間、緊急時の対応
- ・コストがかからない、安心安全な見守り・介助のシステムの実現
- ・住宅補助金があること。野菜づくりの場所があるといい
- ・まず安価であること
- ・入居金なし（ご夫婦）、家賃補助
- ・今まで住んでいた住居が本人が一番いい。体、生活習慣に合わせて考える
- ・元の環境の再現に支援させていただく
- ・生活の自由と安全
- ・プライバシー確保の住まいとしての機能と加齢による心身の変化に対応する住宅が必要
- ・いつも相談のできる人がいること
- ・何よりも人と人が会話することが必要。生活相談員のスキル向上
- ・入居する人たちのコミュニティとして生活できる空間

- ・入居者1人1人に時間をかけて接したい。人員の確保が必要
- ・介護サービス充実・コミュニティ形成
- ・食の充実、選べるアクティビティ充実。コミュニケーション図る共同空間の設置
- ・介護職員の増員
- ・設備、アメニティの充実、福祉用具、入居金額の低価格化、地域社会、家族、ボランティアとの連携
- ・周辺地域の方の協力、理解が必要
- ・サ高住の認知度向上
- ・高齢者住環境を社会全体が理解すること

■設問

【未来の高齢者の住まいに関して、期待している技術や制度などありましたら教えてください。】の回答集

- ・低価格住宅、楽しい生活
- ・市場原理を導入して質の良い高齢者住宅を安価に供給できるシステムを作る・生活サービスの充実化
- ・安価で入居できる補助金制度
- ・住まいの費用
- ・家賃が高い。利用したくても、利用できない高齢者が多数いると思います
- ・高齢者が年金だけで暮らすのは厳しい。補助支援が必要
- ・高齢者住宅を取り巻く理解の向上と支援技術の向上
- ・地域交流、家族参加
- ・地域包括システムが広まり機能することを望む
- ・今後の地域ケアシステムがどこまで構築できるか
- ・保育園、養老院と併設
- ・介護が必要になった場合の対応
- ・24時間医療体制
- ・高齢者の医療、介護とその他のサービスが、包括的な制度となった環境づくりがのぞましい
- ・認知症の方への見守り技術向上
- ・地域のボランティア児童を育てる環境整備
- ・地域包括ケアシステムの意向に伴い、自宅での生活をより長くしていける保険制度の整備
- ・地域との連携されたホーム
- ・地域コミュニティとの共生
- ・高齢者の介護度や容体に適応出来ること
- ・多様性に富んだ高齢者住宅の拡充
- ・高齢者福祉施設、医療機関、商業施設、地域多世代間交流の場などの複合的機能を有する事

- ・地域の方が出入り自由でコミュニケーションやサークル活動を行うような場所提供を行う
- ・介護保険時間外でも特定施設のような包括的ケアのしくみ
- ・地域密着サービス
- ・訪問診療の充実、定期巡回などに期待
- ・ペットとの共生
- ・孤独感をなくす
- ・共有スペースの充実が重要
- ・ご家族の宿泊スペースや駐車場の確保
- ・介護制度では規制が有り、本人が望めない
- ・サ高住の介護レベルの向上
- ・今より厚い扶助を望む
- ・マンパワーなくして成り立たない
- ・有料のように介護型と自立型に分離希望
- ・サ高住の基準が曖昧。同じ扱いで見られるのが不快
- ・全天候型の運動ができる広いスペースを有すこと
- ・ゆったりした場所でのコミュニケーション場と趣味活動が行われる場を持つこと
- ・自身で活動できるスペース、設備が生活範囲を広げ、楽しみにつながる
- ・家庭の味、行きたいところへ行ける
- ・サービス付きのサービスを明確にする介護制度の充実
- ・プライバシーの確保、安心居住空間
- ・買い物のできる場所が、建物内にあると便利
- ・入居者とのコミュニケーションが1番
- ・入居者の自発的活動が大事。そこに生きがいを持ち生活できるよう側面的支援が必要
- ・職員の育成、費用、安心面の充実
- ・スタッフの接遇がきちんとしていれば、満足いただけるはず
- ・スタッフ処遇を期待
- ・IT機器の充実
- ・介護ロボットや住まいの補助金サービス
- ・ロボット技術の活用
- ・介護ロボットの運用

- ・ロボットの安価レンタル
- ・医療施設と各居室のインターネットによる画像健康診断システムの補助制度
- ・ロボット（セキュリティが不安。部屋の中ではわからない）
- ・廉価で実用的なロボット
- ・人の目で確認しきれないものをデータ管理
- ・パワースーツ、福祉用具の安価なレンタル
- ・異常を察知し、知らせてくれる技術など
- ・職員が操作するシステムとしては高度化しているが、操作がより簡単というものに期待
- ・スマートハウス化

■アンケート調査票（原票）

「高齢者向けサービス付き住宅」アンケート調査のお願い

本調査は、平成26年度神奈川県保健福祉局からの受託事業の一環として、本県で増加しつつあるサービス付き高齢者向け住宅の実態を調査するものです。

今後、「地域包括ケアシステム」を構築することが緊急の課題となっているなか、高齢者の住まいを基本として、医療や介護、生活支援や予防介護サービスが連携され、利用できる環境を整えることは重要な課題です。

そこで、サービス付き高齢者向け住宅において、どの程度の要介護度の方が入居されているのか、そこで、どのように医療や介護、生活支援や介護予防サービスを利用されているのか、その実態を調査することになりました。併せて、今後導入が期待されている生活支援ロボットについても、ご意見をうかがいたいと存じます。

本調査の結果は、報告書に取りまとめ、神奈川県の高齢福祉施設の政策、住宅政策に活かす予定です。なお、ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理し、個々の回答が公表されることはありません。

ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます

一般社団法人かながわ福祉居住推進機構

理事長 瀬戸恒彦

◆ 記入上のご注意 ◆

- ・本アンケートは神奈川県内に登録されているサービス付き高齢者向け住宅へ送付しています。
- ・調査票への記入は、当てはまる回答の選択肢に「」をつけてください。
- ・調査票の回答欄にある（ ）のご記入にご協力ください。
- ・回答いただいた内容は統計的に表示し、個々の住宅が特定できないよう取り扱います。
- ・回答は、一般社団法人かながわ福祉居住推進機構が責任を持って管理します。
- ・住宅のパンフレットなどがある場合は、返送時に同封してくださるようお願いいたします。
- ・ご記入後、同封の返信用封筒にて、7月25日（金）までに投函してください。
- ・ご不明な点は、下記までご連絡ください。

■お問い合わせ先： 一般社団法人かながわ福祉居住推進機構

担当：中山・小谷

e-mail：kanaju@kanaju.xsrv.com

TEL：045-641-3860 Fax：045-641-3861

神奈川県横浜市中区本町2-10横浜大栄ビル8階

I. 住宅基礎情報について

住宅名称			
法人種別	<input type="checkbox"/> 医療法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> その他()		
ご記入者	氏名: 連絡先:		
最寄りの交通機関	() 線) 駅まで (徒歩 ・ 車) で 約() 分		
最寄りの施設	<input type="checkbox"/> 病院・診療所	徒歩約()分	
	<input type="checkbox"/> 行政サービス機関	徒歩約()分	
	<input type="checkbox"/> 金融機関	徒歩約()分	
	<input type="checkbox"/> 飲食店街・スーパー	徒歩約()分	
	<input type="checkbox"/> 公園	徒歩約()分	
	<input type="checkbox"/> 図書館・スポーツ施設等公共施設	徒歩約()分	
	<input type="checkbox"/> 文化・娯楽施設()	徒歩約()分	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	徒歩約()分	
共同利用施設	<input type="checkbox"/> 食堂	<input type="checkbox"/> 浴室	
	<input type="checkbox"/> ランドリールーム	<input type="checkbox"/> トランクルーム	
	<input type="checkbox"/> コミュニティスペース	<input type="checkbox"/> レクリエーション設備	
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
住宅設備	<input type="checkbox"/> 2口以上のコンロが置けるキッチン	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 駐車場(近隣提携含む)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 駐輪場	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> ペット同居	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	<input type="checkbox"/> 楽器等の持込	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	<input type="checkbox"/> その他特記事項 ()		

Ⅱ. 入居者情報について（平成26年の最新情報をお願いします）

現在の入居者数	入居戸数（ ）戸
	総入居者数（ ）名
入居者の年齢層	65歳未満（ ）人
	65歳～70歳未満（ ）人
	70歳～75歳未満（ ）人
	75歳～80歳未満（ ）人
	80歳以上（ ）人
	不明（ ）人
入居者の状況	自立（ ）人
	要支援（ ）人
	要介護1（ ）人
	要介護2（ ）人
	要介護3以上（ ）人
	不明（ ）人
認知症の方の入居状況	<input type="checkbox"/> 入居（ ）名 <input type="checkbox"/> 入居なし
入居前相談の対応者	<input type="checkbox"/> 現場スタッフ <input type="checkbox"/> 自社スタッフ
	<input type="checkbox"/> 不動産会社のスタッフ <input type="checkbox"/> ケアマネージャー
	<input type="checkbox"/> その他（ ）
入居者が生活する上で特に気を付けていることなどありましたら教えてください。	
<div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>	

Ⅲ. 連携しているサービスについて

連携している 医療サービス	<input type="checkbox"/> 自社併設 <input type="checkbox"/> 委託併設 <input type="checkbox"/> 近隣委託・提携 <input type="checkbox"/> その他() ※サービスの種類() 全入居者中の利用率 () %
連携している 介護サービス	<input type="checkbox"/> 自社併設 <input type="checkbox"/> 委託併設 <input type="checkbox"/> 近隣委託・提携 <input type="checkbox"/> その他() ※サービスの種類() 全入居者中の利用率 () %
連携している 生活支援サービス	<input type="checkbox"/> 自社併設 <input type="checkbox"/> 委託併設 <input type="checkbox"/> 近隣委託・提携 <input type="checkbox"/> その他() ※サービスの種類() 全入居者中の利用率 () %
連携している 介護予防サービス	<input type="checkbox"/> 自社併設 <input type="checkbox"/> 委託併設 <input type="checkbox"/> 近隣委託・提携 <input type="checkbox"/> その他() ※サービスの種類() 全入居者中の利用率 () %

※今後入居者へ利用してもらうよう計画しているサービス等がございましたら教えてください。

Ⅳ. 安全対策について

見守り方法を教えてください。

- 定期訪問 緊急通報コール 生活リズムセンサーの活用
 喫食による確認 その他()

緊急医療が必要な際、 のように対応予定ですか？

- 提携医療機関に連絡 入居者の主治医に連絡 近隣の医療機関へ搬送
 入居者の家族に連絡し任せる その他()

避難訓練の実施状況について教えてください。

- 年に()回 入居者含めて実施 スタッフのみ実施

緊急時に地域コミュニティと連携できる連絡網はありますか？

- はい いいえ どのようなグループですか？()

地域と連携するにあたり困ったことはありましたか？

- はい いいえ どのようなことですか？()

V. 生活相談について

生活相談担当者の配置	<input type="checkbox"/> 社員 ()名 <input type="checkbox"/> 委託 ()名 ※対応可能時間帯 ()時～()時 <input type="checkbox"/> 土日可
平成26年6月の相談件数	()名 ()件
生活相談者の保有資格を教えてください。	
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> ケアマネージャー <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> ホームヘルパー()級 <input type="checkbox"/> その他()	
生活相談の頻度を教えてください。	
<input type="checkbox"/> 1日 <input type="checkbox"/> 1週 <input type="checkbox"/> 1ヶ月 に ()回 <input type="checkbox"/> 不定期	
生活相談の内容 (平成26年6月実績)	<input type="checkbox"/> 介護や医療 ()件 <input type="checkbox"/> 食事などの日常生活 ()件 <input type="checkbox"/> 家計や資産 ()件 <input type="checkbox"/> 入居者間の人間関係 ()件 <input type="checkbox"/> 近隣との人間関係 ()件 <input type="checkbox"/> 近隣地域生活情報 ()件 <input type="checkbox"/> 趣味などの情報 ()件 <input type="checkbox"/> その他 () ()件
生活相談の内容で対応に困ったことはありましたか？	
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 相談内容()	
生活相談の場で相談員に期待されていることはどのようなことだと思われますか？	

VI. 生活支援ロボットについて

※生活支援ロボットとは人の生活と同じ空間で、福祉、清掃など様々な用途に使用されるロボットのことを言います。例えば、自動で掃除する機械や、歩行や入浴などをサポートする介護の機械、力を増幅する着脱型の自立を支援する装置、見守りや使用者とのコミュニケーションを目的に開発されている機器等様々です。今回は、高齢者や障がい者が生活する上での支援を目的として開発された機械・装置・器具等、また、支援する側の労力負担を軽減する機械・装置・器具等の総称とします。お時間がある際に、下記サイトをご覧ください。

<http://www.kaigo-robot-kanafuku.jp/article/13835329.html>

生活支援ロボットの経験について教えてください。

- 現場で使用したことがある ※使用したロボット名称()
- イベント等で触ったことがある ※名称または種類 ()
- 実際に触ったことはない

生活支援ロボットを生活支援や介護の現場へ導入することについては、どう感じていますか？

- 肯定的 否定的 わからない 理由()

生活支援ロボットの行動として、最も適当であると思うのは、次のうちどれですか？

- あらかじめ決められたことだけで働く 装着(操縦)し、使用者を補助するよう働く
- 人工知能により必要なことを判断して働く 命令したことを認識し働く
- その他()

今後、生活支援ロボットに期待する業務はどのような業務ですか？ ※複数回答可

- 掃除などの家事 保守・見守り コミュニケーション補助
- 飲食の補助 入浴・排せつ補助 移動補助 介護側の作業補助
- 期待していない その他()

生活支援サポートにおいて、数年内に実用化するだろうと考えられるものを教えてください。※複数回答可

- AI(人工知能)による能動的サポート ウェアラブル端末による見守り機能の拡充
- スマートモビリティ技術による外出支援 通信端末による間接介護システム(ロボットのリモコン化など)
- その他()

ロボットを生活支援や介護の分野で本格導入するには、何が必要だと思いますか？ ※複数回答可

- ロボットの能力向上 安全性向上 安価な導入価格 操作する人間の知識・技術の向上
- 社会の理解 その他()

VII. 現状の課題について

高齢者住宅が今よりも住みやすい居住空間とするためには、どのようなことが必要でしょうか？

未来の高齢者の住まいに関して、期待している技術や制度などありましたら教えてください。

神奈川県へのご意見・ご要望等があればご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

お手数ですが**7月25日(金)**までに、同封の返信用封筒にて、切手を貼らずにご投函ください。

住宅パンフレットなどございましたら同封してください。

平成 26 年度 神奈川県サービス付き高齢者向け住宅実態調査

平成 26 年 10 月

発行 一般社団法人かながわ福祉居住推進機構

神奈川県横浜市中区本町 2-10 横浜大栄ビル 8 階

<http://www.kanaju.org>